



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)

1 年 10,800 円

1 箇月 900 円

目 次

規 則

◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (第75号) 1645

◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (第76号) 1645

告 示

◇指定介護老人福祉施設等の指定 (第483号) 1646

◇指定介護老人福祉施設等の指定 (第484号) 1646

◇道路区域の変更 (第485号) 1646

◇道路の供用開始 (第486号) 1647

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除 (第487号) 1647

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除 (第488号) 1649

◇自転車等の撤去と保管 (第489号) 1651

◇居宅介護支援事業者の指定 (第490号) 1651

◇居宅介護支援事業者の指定 (第491号) 1651

◇居宅介護支援事業者の指定 (第492号) 1651

◇指定地域密着型サービス事業者等の
指定 (第493号) 1652

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第494号) 1652

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第495号) 1652

◇居宅介護支援事業者の指定 (第496号) 1652

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第497号) 1652

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第498号) 1653

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第499号) 1653

◇居宅介護支援事業者の指定 (第500号) 1653

◇居宅介護サービス事業者等の指定
(第501号) 1653

◇指定地域密着型サービス事業者等の
指定 (第502号) 1654

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第503号) 1654

◇居宅介護支援事業者の廃止 (第504号) 1654

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第505号) 1654

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第506号) 1654

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第507号) 1655

◇居宅介護支援事業者の廃止 (第508号) 1655

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第509号) 1655

◇居宅介護支援事業者の廃止 (第510号) 1655

◇居宅介護サービス事業者の廃止
(第511号) 1655

◇居宅介護サービス事業者等の廃止
(第512号) 1656

◇道路区域の変更 (第513号) 1656

◇道路の供用開始 (第514号) 1656

◇道路区域の変更 (第515号) 1656

◇道路の供用開始 (第516号) 1657

◇川崎市白鳥保育園の指定管理者の指
定 (第517号) 1657

◇道路区域の変更 (第518号) 1657

◇特定非営利活動法人の認定 (第519号) 1657

◇自転車等の撤去と保管 (第520号) 1657

◇道路区域の変更に係る告示の訂正
(第521号) 1658

◇道路区域の変更に係る告示の訂正
(第522号) 1658

◇予防接種の業務を行う医師の承諾の
撤回 (第523号) 1658

◇川崎市宮前平保育園の指定管理者の
指定 (第524号) 1658

◇道路区域の変更 (第525号).....	1659	◇一般競争入札の執行 (第328号).....	1685
◇道路の供用開始 (第526号).....	1659	◇一般競争入札の執行 (第329号).....	1687
◇道路区域の変更 (第527号).....	1659	◇一般競争入札の執行 (第330号).....	1688
◇道路の供用開始 (第528号).....	1659	◇道路位置の指定 (第331号).....	1690
◇道路区域の変更 (第529号).....	1659	◇川崎市体育館の指定管理者の公募 (第332号).....	1690
◇道路の供用開始 (第530号).....	1660	◇一般競争入札の執行 (第333号).....	1691
◇道路区域の変更 (第531号).....	1660	◇環境影響評価に関する条例による条 例見解書の公告 (第334号).....	1691
◇道路の供用開始 (第532号).....	1660	◇道路位置の指定 (第335号).....	1692
◇道路区域の変更 (第533号).....	1660	公告 (調達)	
◇道路の供用開始 (第534号).....	1661	◇落札者等の公示 (第219号).....	1692
◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第535号).....	1661	◇一般競争入札の執行 (第220号).....	1693
◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第536号).....	1661	◇一般競争入札の執行 (第221号).....	1694
公 告		◇一般競争入札の執行 (第222号).....	1696
◇都市計画公園の変更に係る公聴会の 開催 (第307号).....	1661	◇落札者等の公示 (第223号).....	1697
◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第308号).....	1662	◇落札者等の公示 (第224号).....	1697
◇一般競争入札の執行 (第309号).....	1662	◇一般競争入札の公告 (第225号).....	1698
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第 310号).....	1664	税公告	
◇道路の指定 (第311号).....	1669	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第70 号)	1699
◇一般競争入札の執行 (第312号).....	1669	◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第 71号)	1699
◇大規模小売店舗立地法に基づく新設 の届出 (第313号).....	1672	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第72 号)	1700
◇開発行為に関する工事の完了 (第314 号)	1672	◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第73 号)	1700
◇一般競争入札の執行 (第315号).....	1672	上下水道局公告	
◇開発行為に関する工事の完了 (第316 号)	1673	◇一般競争入札の執行 (第34号)	1700
◇開発行為に関する工事の完了 (第317 号)	1674	◇一般競争入札の執行 (第35号)	1702
◇開発行為に関する工事の完了 (第318 号)	1674	◇一般競争入札公告の取消し (第36号)	1709
◇一般競争入札の執行 (第319号).....	1674	上下水道局公告 (調達)	
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第 320号).....	1676	◇一般競争入札の公告 (第22号)	1709
◇道路位置の指定 (第321号).....	1680	◇一般競争入札の公告 (第23号)	1711
◇市営霊園の指定管理者の公募 (第322 号)	1680	交通局公告	
◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第323号).....	1681	◇一般競争入札の執行 (第46号)	1716
◇一般競争入札の執行 (第324号).....	1681	交通局公告 (調達)	
◇一般競争入札の執行 (第325号).....	1682	◇落札者等の公示 (第7号)	1717
◇一般競争入札の執行 (第326号).....	1683	◇一般競争入札の公告 (第8号)	1718
◇大規模小売店舗立地法に基づく新設 の届出 (第327号).....	1685	◇一般競争入札の公告 (第9号)	1720
		病院局公告	
		◇一般競争入札の執行 (第4号)	1722
		病院局公告 (調達)	
		◇一般競争入札の執行 (第29号)	1723
		消防局公告	
		◇サイレンの吹鳴 (第8号)	1725
		教育委員会告示	
		◇公印の改刻 (第15号)	1725

監査告示

◇包括外部監査人の監査の事務の補助
(第3号) 1725

職員共済組合公告

◇平成24年度決算の公告(第7号) 1725

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第57号) 1725

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第58号) 1726

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第59号) 1726

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(川崎区第60号) 1727

◇住民票の職権消除(幸区第26号) 1727

◇印鑑登録の抹消(幸区第27号) 1727

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(幸区第28号) 1728

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(中原区第22号) 1728

◇住民票の職権消除(高津区第22号) 1729

◇印鑑登録の抹消(高津区第23号) 1729

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(高津区第24号) 1729

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(宮前区第72号) 1730

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第32号) 1730

区選挙管理委員会告示

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における
投票管理者の解任及び選任(高津区
第22号) 1731

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における
投票管理者の解任及び選任(宮前区
第23号) 1731

◇参議院神奈川県選出議員選挙及び参
議院比例代表選出議員選挙における
期日前投票所の投票管理者の解任及
び選任(宮前区第24号) 1731

辞 令

◇7月1日付け..... 1731

規 則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第75号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一
部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則(昭和24年川崎
市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第22条の2中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第76号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正す
る規則

川崎市生活保護法施行細則(昭和47年川崎市規則第66
号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中

級地	生活類型	認定率	加 算		実費等認定額	
			基 準 生 活 費	認 定 額	認 定 率	介護 保険料

を
「

級地	冬季	生活類型	認定率	加 算		実費等 認定額
①居宅1類	②居宅1類	別居・入院 基準生活費	認 定 額	認 定 率		介護 保険料

に、

「

基準生活費	加 算	居 宅 分				別居・入院分				生活費計	住 宅 費			
		人数	2類基準額	冬季加算		人数	2類基準額	冬季加算			種別	全員入院	実際家賃額	認 定 額

」

を

「

1類基準額	人数	居 宅 分				別居・入院分				加 算	生活費計	住 宅 費			
		2類基準額	基準生活費	冬季加算	請求一時	人数	基準生活費	冬季加算	請求一時			種別	全員入院	実際家賃額	認定額
①															
②															

」

に、「本人支払額」を「余剰金」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年 7 月 9 日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の規則第 3 号様式の規定は、平成25年 8 月以後の月分の保護費の決定について適用し、同年 7 月以前の月分の保護費の決定については、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第483号

指定介護老人福祉施設等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号、同法第41条第 1 項本文及び同法第53条第 1 項本文の規定により、指定介護老人福祉施設、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第93条、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475501522
事業所の名称 及 び 所 在 地	特別養護老人ホーム わらく桃の丘 川崎市宮前区野川515
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	社会福祉法人 和楽会 川崎市高津区千年141－2
代表者の氏名	清水 勤
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

川崎市告示第484号

指定介護老人福祉施設等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号、同法第41条第 1 項本文及び同法第53条第 1 項本文の規定により、指定介護老人福祉施設、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第93条、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475501530
事業所の名称 及 び 所 在 地	特別養護老人ホーム わらく桃の丘（ユニット型） 川崎市宮前区野川515
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	社会福祉法人 和楽会 川崎市高津区千年141－2
代表者の氏名	清水 勤
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

川崎市告示第485号

道路の区域の変更に係る告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7 月 1 日から平成25年 7 月16日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	馬 絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹957 番1先 ----- 川崎市宮前区馬絹957 番1先	6.00	31.09	
新	馬 絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹957 番1先 ----- 川崎市宮前区馬絹957 番1先	5.47 ～ 5.80	31.09	

川崎市告示第486号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月1日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月1日から平成25年7月16日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市道

路 線 名	区 間	備考
馬 絹 第11号線	川崎市宮前区馬絹957番1先	
	川崎市宮前区馬絹957番1先	

川崎市告示第487号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を解除しましたので、同法同条第3項の規定に基づき告示します。

平成25年7月1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

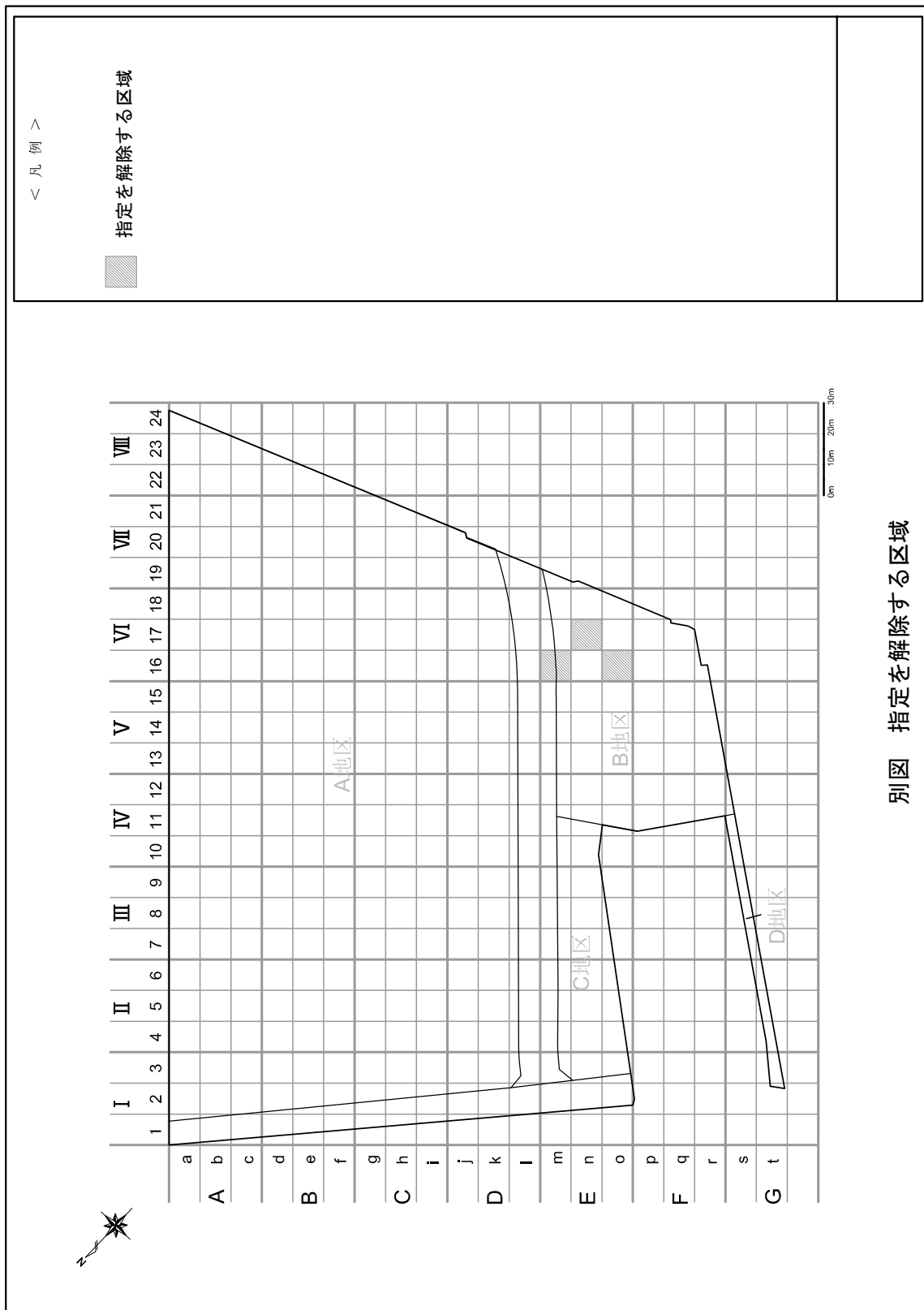
1 解除する区域

別図のとおり

（平成23年川崎市告示第330号で告示した川崎市川崎区小田栄2丁目1番1の一部）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

トリクロロエチレン



川崎市告示第488号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除しましたので、同法同条第3項の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定を解除する区域

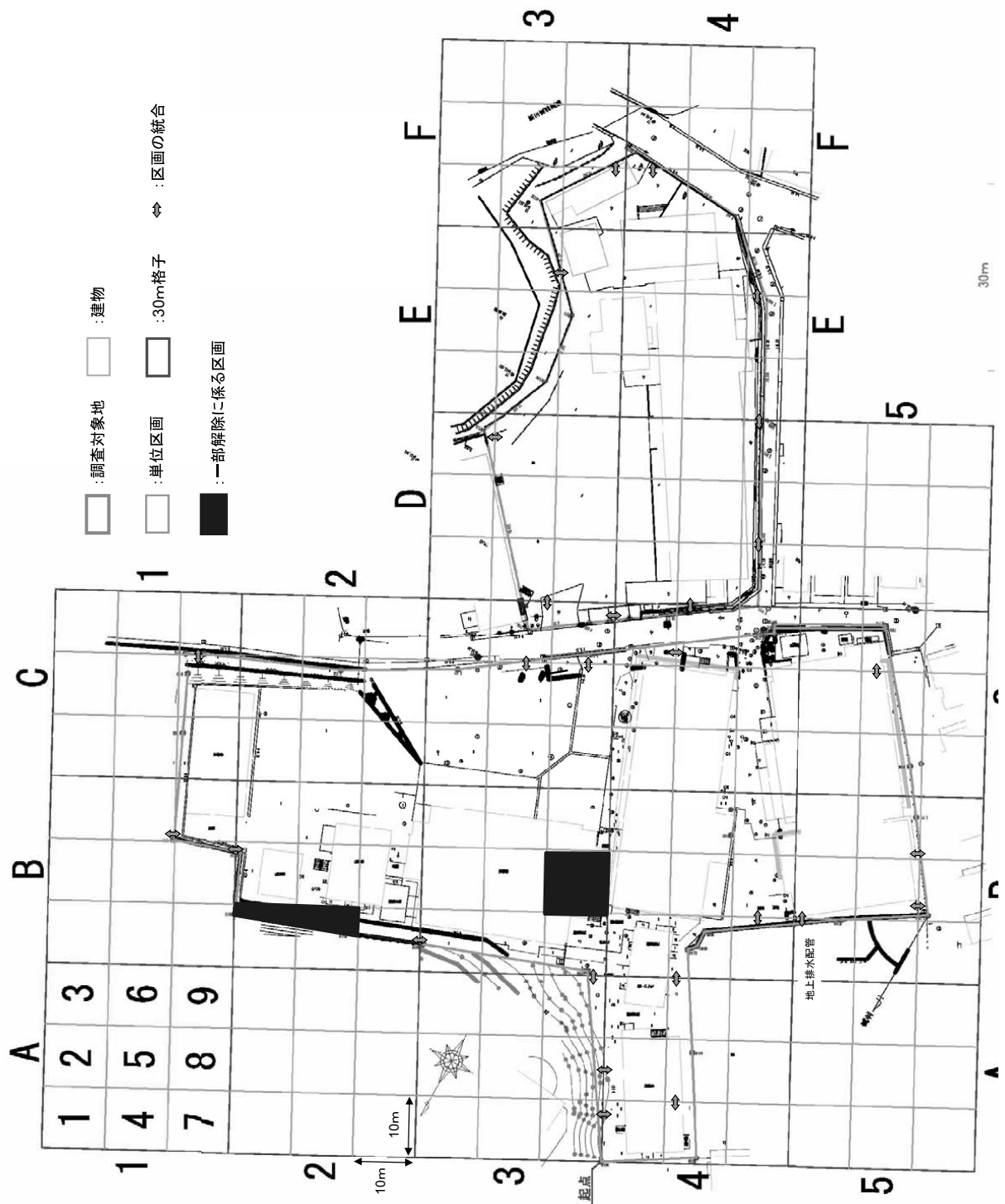
平成25年川崎市告示第346号により指定した区域の一部（川崎市宮前区野川1429番、1430番2、1430番3、1497番7、1497番11の一部）（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物



別図 指定を解除する範囲

川崎市告示第489号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 2 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第490号

居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475003032
-----------	------------

事業所の名称 及び所在地	だいしケアプランセンター 川崎市川崎区大師町11-3シティハイム大師1階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	川崎医療生活協同組合 川崎市川崎区藤崎四丁目21番2号
代表者の氏名	原 弘明
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第491号

居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475101661
事業所の名称 及び所在地	居宅介護支援事業所 南さいわい 川崎市幸区南幸町3丁目149-3
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	社会福祉法人 三篠会 広島市安佐北区白木町大字井原4487番地
代表者の氏名	酒井 亮介
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第492号

居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475002984
事業所の名称 及び所在地	かわさき居宅介護支援事業所 川崎市川崎区小田4-35-13
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	セントラルソフトケア株式会社 横浜市青葉区荏田町430番地11大仲ビル301
代表者の氏名	佐藤 雅彰
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第493号

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1 項本文及び同法第54条の 2 第 1 項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495200238
事業所の名称 及び所在地	デイサービス まほろばの泉 川崎市中原区井田中ノ町11-8
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	特定非営利活動法人 デンマーク 川崎市中原区中丸子434
代表者の氏名	岡澤 正敏
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第494号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文及び同法第53条第 1 項本文の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475202279
事業所の名称 及び所在地	株式会社ヤマシタコーポレーション 川崎営業所 川崎市中原区宮内 2-1-10 マンション清水 1 F
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社ヤマシタコーポレーション 静岡市駿河区南町18番 1 号 サウスポット静岡 7 階
代表者の氏名	山下 一平
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

川崎市告示第495号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文及び同法第53条第 1 項本文の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475003040
事業所の名称 及び所在地	訪問介護 扇町ケア 川崎市川崎区扇町10番 1 号
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社 S T S サンタートルサービス 川崎市川崎区扇町10番 1 号
代表者の氏名	本山 保男
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第496号

居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475600266
事業所の名称 及び所在地	さぼーと21新ゆり 川崎市麻生区上麻生 2-1-8
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社 サポートトゥエンティ・ワン 川崎市麻生区上麻生 2-4-13
代表者の氏名	大内 和男
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第497号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文及び同法第53条第 1 項本文の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475003024
事業所の名称 及び所在地	だいしヘルパーステーション・虹 川崎市川崎区大師町11-3 シティハイム 大師203
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	川崎医療生活協同組合 川崎市川崎区藤崎四丁目21番2号
代表者の氏名	原 弘明
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第498号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び同法第46条第1項及び同法第53条第1項本文の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定居宅介護支援及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条及び同法第85条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475002992
事業所の名称 及び所在地	かりん 川崎市川崎区藤崎4-21-1
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	一般社団法人メディホープかながわ 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目35番1号 第2米林ビル6F
代表者の氏名	木村 久美子
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

川崎市告示第499号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び同法第53条第1項本文の規定により、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475003008
事業所の名称 及び所在地	ラポール ホームケア 川崎市川崎区京町1-10-10 崎山ビル1階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社ラポール・ケア・サービス 川崎市川崎区池田1丁目12番5号
代表者の氏名	小川 恵美子
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第500号

居宅介護支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475003016
事業所の名称 及び所在地	ラポール ケアプラン 川崎市川崎区京町1-10-10 崎山ビル1階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社ラポール・ケア・サービス 川崎市川崎区池田1丁目12番5号
代表者の氏名	小川 恵美子
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第501号

居宅介護サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475000582
事業所の名称 及び所在地	デイサービスセンターすみれ園 川崎市川崎区渡田3-1-12
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社ケア・ハウス 川崎市幸区塚越2-155すずやビル201
代表者の氏名	鈴木 賢一
指 定 年 月 日	平成25年 7 月 1 日
サービスの種類	介護予防通所介護

川崎市告示第502号

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1475201172
事業所の名称 及び所在地	医療法人社団はんぶ会 グループホーム ゆう和 川崎市中原区宮内3丁目2番地28号
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	医療法人社団はんぶ会 東京都目黒区中町2丁目44番地12号201号室
代表者の氏名	水野 斎司
指定年月日	平成25年7月1日
サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第503号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1465290093
事業所の名称 及び所在地	すみれ介護サービス 川崎市中原区井田中ノ町12番1号 サテライトマサミ1階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	晃栄プランニング株式会社 東京都品川区小山4丁目2番2-402号
代表者の氏名	宮川 栄
廃止年月日	平成25年4月30日
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護

川崎市告示第504号

居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の

規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1475201156
事業所の名称 及び所在地	川崎ケアサービス 元住吉支店 川崎市中原区木月住吉町19-5
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社オーケー 川崎市幸区東小倉15番25号
代表者の氏名	小又 義幸
廃止年月日	平成25年4月30日
サービスの種類	居宅介護支援

川崎市告示第505号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1475201420
事業所の名称 及び所在地	川崎ケアサービス訪問介護 元住吉支店 川崎市中原区木月住吉町19-5
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	株式会社オーケー 川崎市幸区東小倉15番25号
代表者の氏名	小又 義幸
廃止年月日	平成25年4月30日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第506号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1475400725
事業所の名称 及び所在地	株式会社 ゆうゆう多摩 川崎市多摩区菅1-6-5-102

申請者の名称及び主たる事業所の所在地	株式会社ゆうゆう 川崎市中原区井田中ノ町20－9
代 表 者 の 氏 名	浦 みつ子
廃 止 年 月 日	平成25年 6 月 1 日
サ ー ビ ス の 種 類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第507号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項及び同法第115条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅介護サービス及び指定介護予防サービス業者を廃止したので、同法第78条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475301592
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	メッセージケアサービス多摩川 川崎市高津区宇奈根635番地 1
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	株式会社メッセージ 岡山県倉敷市平田923－1
代 表 者 の 氏 名	古江 博
廃 止 年 月 日	平成25年 6 月 1 日
サ ー ビ ス の 種 類	訪問介護 介護予防訪問介護

川崎市告示第508号

居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475501357
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	株式会社U－P 川崎市宮前区馬絹1359－1
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	株式会社U－P 川崎市宮前区馬絹1359－1
代 表 者 の 氏 名	浦田 義三
廃 止 年 月 日	平成25年 3 月31日
サ ー ビ ス の 種 類	居宅介護支援

川崎市告示第509号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、同法第82条第 2 項及び同法第115条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅介護サービス、指定居宅介護支援及び指定介護予防サービス業者を廃止するので、同法第78条、同法第85条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475000236
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	かりん 川崎市川崎区藤崎 4－21－1
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	川葉株式会社 川崎市川崎区藤崎 4－21－1
代 表 者 の 氏 名	渡部 幸子
廃 止 年 月 日	平成25年 6 月30日
サ ー ビ ス の 種 類	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 居宅介護支援

川崎市告示第510号

居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1415002738
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	川崎医療生活協同組合大師診療所 川崎市川崎区大師町 6 番 8 号
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	川崎医療生活協同組合 川崎市川崎区藤崎 4 丁目21番 2 号
代 表 者 の 氏 名	原 弘明
廃 止 年 月 日	平成25年 6 月30日
サ ー ビ ス の 種 類	居宅介護支援

川崎市告示第511号

介護予防サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）法第115条の 5 第 2 項の規定により、指定介護予防サービス業者を廃止したので、同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475000343
事業所の名称 及び所在地	有限会社ワーカーズクラブ デイサービスセンターさくら 川崎市川崎区桜本1-9-11
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社ワーカーズクラブ 川崎市川崎区桜本1-9-11
代表者の氏名	昼間 正教
廃止年月日	平成25年5月31日
サービスの種類	介護予防通所介護

川崎市告示第512号

居宅介護サービス事業者等の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、同法第82条第2項及び同法第115条の5第2項の規定により、指定居宅介護サービス、指定居宅介護支援及び指定介護予防サービス業者を廃止したので、同法第78条、同法第82条及び同法第115条の10の規定に基づき告示します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1475000756
事業所の名称 及び所在地	ラポール・ケア・サービス 川崎市川崎区池田町1丁目12番5号 カーサアレグリア1階
申請者の名称及び主 たる事業所の所在地	有限会社 ラポール・ケア・サービス 川崎市川崎区池田町1丁目12番5号
代表者の氏名	小川 恵美子
廃止年月日	平成25年6月30日
サービスの種類	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援

川崎市告示第513号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月3日から平成25年7月17日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2017番18先 ----- 川崎市麻生区片平4丁目1978番5先	1.82	20.26	
新	片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2017番1先 ----- 川崎市麻生区片平4丁目1978番1先	6.00	20.26	

川崎市告示第514号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月3日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月3日から平成25年7月17日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月3日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2017番1先 ----- 川崎市麻生区片平4丁目1978番1先	

川崎市告示第515号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月4日から平成25年7月18日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2018番10先 ----- 川崎市麻生区片平4丁目1978番1先	1.82	22.15	
新	片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2018番11先 ----- 川崎市麻生区片平4丁目1978番1先	6.00 ～ 6.26	22.15	関係 図面 の と お り

川崎市告示第516号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月4日から平成25年7月18日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
片 平 第218号線	川崎市麻生区片平4丁目2018番11先	関係図面のとおり
	川崎市麻生区片平4丁目1978番1先	

川崎市告示第517号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市保育園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第5条第4項の規定により告示します。

平成25年7月4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市白鳥保育園 川崎市麻生区白鳥1丁目17番2号
指定管理者	(所在地) 横浜市保土ヶ谷区西久保町114番地250 (名 称) 社会福祉法人 横浜悠久会 (代表者名) 理事長 千田 惣一
指定期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

川崎市告示第518号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月5日から平成25年7月19日まで一般の縦覧に供します。

平成25年7月5日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 第27号線	川崎市多摩区菅1丁目2897番1先	3.60	35.67	
		川崎市多摩区菅1丁目2897番3先			
新	菅 第27号線	川崎市多摩区菅1丁目2898番4先	3.84 ～ 14.47	35.67	
		川崎市多摩区菅1丁目2899番3先			

川崎市告示第519号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定による特定非営利活動法人ウィニージャパンたかつの認定をしたので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成25年7月8日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 名称
特定非営利活動法人ウィニージャパンたかつ
- 2 代表者の氏名
水谷 晶子
- 3 主たる事務所の所在地
川崎市高津区溝口三丁目15番8号
- 4 当該認定の有効期間
平成25年7月8日～平成30年7月7日

川崎市告示第520号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成25年7月9日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日

及び12月29日から 1 月 3 日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2, 500円
原動機付自転車	5, 000円
自動二輪車	10, 000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第521号

道路の区域の変更にに関する告示の訂正について

平成24年 5 月 8 日川崎市告示第313号の表を次のとおり訂正します。

平成25年 7 月 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 8 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 8 先	1. 38 ～ 2. 22	8. 19	
新	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 6 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 6 先	2. 61 ～ 3. 11	8. 19	

正

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 8 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 8 先	1. 21	8. 19	
新	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 6 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 6 先	2. 61 ～ 3. 11	8. 19	

川崎市告示第522号

道路の区域の変更にに関する告示の訂正につ

いて

平成24年 5 月 8 日川崎市告示第315号の表を次のとおり訂正します。

平成25年 7 月 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

誤

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 9 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 9 先	1. 38	8. 61	
新	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 7 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 7 先	2. 61	8. 61	

正

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 9 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 9 先	1. 21	8. 61	
新	上 麻 生 第231号線	川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 7 先 ----- 川崎市麻生区上麻生 6 丁目408番 7 先	2. 61	8. 61	

川崎市告示第523号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条、第 6 条の規定により行う予防接種について、予防接種個別協力医療機関医師の承諾が撤回されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、告示します。

平成25年 7 月 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

医 師 名	予防接種を行った主たる場所	
	病院・医 院 名 (予防接種個別協力医療機関)	所在地
高橋 恒夫	高橋医院	川崎区浅田 2－14－18

川崎市告示第524号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づいて、川崎市宮前平保育園の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）第 5 条第 4 項の規定により告

示します。

平成25年 7月10日

川崎市長 阿部孝夫

管理を行わせる 施設の名称及び 所在地	川崎市宮前平保育園 川崎市宮前区宮前平2丁目11番6号
指定管理者	(所在地) 愛知県名古屋市中区葵三丁目15番31号 (名称) 株式会社日本保育サービス (代表者名) 代表取締役 山口 洋
指定期間	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

川崎市告示第525号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7月10日から平成25年 7月24日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7月10日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上麻生第380号線	川崎市麻生区上麻生4丁目1538番24先 川崎市麻生区上麻生4丁目1471番11先	5.00	25.55	
新	上麻生第380号線	川崎市麻生区上麻生4丁目1538番9先 川崎市麻生区上麻生4丁目1471番11先	6.00 ～ 6.01	25.55	関係図面のとおり

川崎市告示第526号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年 7月10日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7月10日から平成25年 7月24日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7月10日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
-----	---------	----

上麻生第380号線	川崎市麻生区上麻生4丁目1538番9先	関係図面のとおり
	川崎市麻生区上麻生4丁目1471番11先	

川崎市告示第527号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7月10日から平成25年 7月24日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7月10日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上麻生第381号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1349番3先 川崎市麻生区上麻生5丁目1349番3先	3.65 ～ 5.33	20.96	
新	上麻生第381号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1349番1先 川崎市麻生区上麻生5丁目1349番1先	6.02	20.96	

川崎市告示第528号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年 7月10日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7月10日から平成25年 7月24日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7月10日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上麻生第381号線	川崎市麻生区上麻生5丁目1349番1先	
	川崎市麻生区上麻生5丁目1349番1先	

川崎市告示第529号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7月10日から平成25年 7月24日まで一般の縦覧に供します。

て、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	新 城 中 町 第 11 号 線	川崎市中原区新城町370番 4 先	2.73	42.39	
		川崎市中原区新城町370番 4 先	3.36		
新	新 城 中 町 第 11 号 線	川崎市中原区新城町370番 3 先	3.38	42.39	
		川崎市中原区新城町370番 3 先	4.09		

川崎市告示第530号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年 7 月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
新 城 中 町 第 11 号 線	川崎市中原区新城町370番 3 先	
	川崎市中原区新城町370番 3 先	

川崎市告示第531号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
----------	-------	-----	-------------------	------------	----

旧	平 第187号線	川崎市宮前区平 4 丁目 1530番24先	1.82	73.11	
		川崎市宮前区平 4 丁目 1535番13先	5.11		
新	平 第187号線	川崎市宮前区平 4 丁目 1530番24先	1.83	72.12	
		川崎市宮前区平 4 丁目 1535番13先	5.11		

川崎市告示第532号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年 7 月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
平 第 187 号 線	川崎市宮前区平 4 丁目1530番24先	
	川崎市宮前区平 4 丁目1535番13先	

川崎市告示第533号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年 7 月11日から平成25年 7 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	枅 形 第 2 号 線	川崎市多摩区枅形 6 丁目 4042番 7 先	3.64	76.13	
		川崎市多摩区枅形 6 丁目 4042番 7 先			
新	枅 形 第 2 号 線	川崎市多摩区枅形 6 丁目 4042番 3 先	6.00	76.13	
		川崎市多摩区枅形 6 丁目 4042番 3 先			

川崎市告示第534号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年7月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成25年7月11日から平成25年7月25日まで一般の縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
枡形 第2号線	川崎市多摩区枡形6丁目4042番3先	
	川崎市多摩区枡形6丁目4042番3先	

川崎市告示第535号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

平成25年 7 月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市 長 1 件

(2) 個人情報ファイル（変更）

ア 市 長 4 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第536号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成25年 7 月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 8 件

(2) 外部提供

ア 市 長 11 件

イ 上下水道事業管理者 2 件

ウ 病院事業管理者 2 件

エ 消 防 長 1 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

公

告

川崎市公告第307号

川崎都市計画公園の変更（7・5・501号 東高根森林公園）の都市計画の決定及び変更を予定しています。都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則（平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。）の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申し出がないときは、公聴会を開催しません。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園の変更（7・5・501号 東高根森林公園）

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市 宮前区 神木本町2丁目地内

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成25年8月31日（土）午前10時から

(2) 場 所 神奈川県立東高根森林公園パークセンター（宮前区神木本町2-10-1）

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申し出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

(1) 提出期間 平成25年7月26日（金）から平成25年8月9日（金）まで

(2) 提 出 先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町1番地）

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日 時 平成25年7月25日（木）午後7時から午後8時30分まで

イ 場 所 神奈川県立東高根森林公園パークセンター（宮前区神木本町2-10-1）

(2) 縦 覧

ア 日 時 平成25年 7 月26日（金）から平成25年
8 月 9 日（金）まで

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
（川崎区宮本町 1 番地川崎市役所本庁
舎隣り明治安田生命川崎ビル 5 階）
川崎市立高津区役所 1 階市政資料コー
ナー（高津区下作延 2－8－1）
川崎市立高津図書館（高津区溝口 4－
16－3）
川崎市宮前区役所 2 階市政資料コーナ
ー（宮前区宮前平 2－20－5）
川崎市宮前区役所向丘出張所（宮前区
平 1－1－10）
川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平 2
－20－4）
川崎市多摩区役所 10 階市政資料コーナ
ー（多摩区登戸 1775－1）
川崎市立多摩図書館（多摩区登戸 1775
－1 多摩区総合庁舎）
※ 都市計画課、高津区役所、多摩区
役所、宮前区役所、向丘出張所は、
平日の午前 8 時30分から午後 5 時ま
で。
※ 高津図書館、宮前図書館、多摩図
書館は、平日の午前 9 時30分から午
後 7 時まで及び土・日曜日の午前 9
時30分から午後 5 時まで。（宮前図
書館のみ 8 月 5 日（月）は休館日の
ため閲覧できません）

川崎市公告第308号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市
地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎
市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告

し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第
2 項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあつ
た日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに、川
崎市長に意見書を提出することができます。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 種 類

川崎都市計画地区計画

2 名 称

向ヶ丘遊園地区地区計画

3 位置及び区域

川崎市 多摩区 長尾 2 丁目地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本
町 1 番地 川崎市役所本庁舎隣り明治安田生命川崎
ビル 5 階）
川崎市宮前区役所 2 階市政資料コーナー（宮前区宮
前平 2－20－5）
川崎市宮前区役所向丘出張所（宮前区平 1－1－
10）
川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平 2－20－4）
川崎市多摩区役所 10 階市政資料コーナー（多摩区登
戸 1775－1）
川崎市立多摩図書館（多摩区登戸 1775－1 多摩区
総合庁舎）
5 縦覧期間
平成25年 7 月 2 日から平成25年 7 月16日まで
6 意見書提出期間
平成25年 7 月 2 日から平成25年 7 月22日まで

川崎市公告第309号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（案件 1）

競争入札に 付する事項	件 名 生田緑地東生田 2 丁目西ルート休憩施設整備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区東生田 2 丁目 4698－58・59
	履 行 期 限 平成25年12月16日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成25年 7 月19日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 中原区内一般国道409号舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目27番地先
	履 行 期 限 70日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市川崎区または幸区、中原区内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が2,500万円（税込）未満となった場合は専任を要しない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成25年 7 月16日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 生田緑地西口園路整備工事 生田緑地西口園路整備その2工事（合併入札）
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形7丁目地内
	履 行 期 限 平成26年 3 月14日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証（業種「造園」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成25年8月1日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第310号

（仮称）ミットヨ川崎構内再開発プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成25年7月2日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（仮称）ミットヨ川崎構内再開発プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書

平成25年7月

川 崎 市

目 次

はじめに……………	1
1 指定開発行為の概要……………	2
2 審査結果及び内容……………	5
(1) 全般的事項……………	5
(2) 個別事項……………	5
ア 大気質……………	5
イ 土壌汚染……………	6
ウ 緑（緑の質、緑の量）……………	6
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）……………	7
オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）……………	8
カ 景 観……………	9

キ 日照阻害……………	10
ク テレビ受信障害……………	10
ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）……………	10
コ 安 全……………	11
サ 温室効果ガス……………	11
(3) 環境配慮項目に関する事項……………	12
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過……………	12
はじめに	

（仮称）ミットヨ川崎構内再開発プロジェクト（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社ミットヨ（以下「指定開発行為者」という。）が、高津区坂戸1-20-1の事業所敷地内の約1.0haの区域において、倉庫（第1工場）等を解体し、生産・加工部門、研究開発部門及び管理部門を統合した新社屋（以下「計画建物」という。）を建設するものである。なお、生産施設は既存社屋からの移設であるため、生産施設の規模は基本的には変わらない。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成25年4月24日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を

総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社ミットヨ

代表者：代表取締役社長 中川 徹

住 所：神奈川県川崎市高津区坂戸 1-20-1

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) ミットヨ川崎構内再開発プロジェクト

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表

第1の5の項に該当及び同表備考の2(1)の適用により第3種行為に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市高津区坂戸 1-20-1

区域面積：約9,600㎡

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

生産・加工部門、研究開発部門及び管理部門を統合した新社屋の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分	計画地		川崎構内		備 考
	面積 (㎡)	構成比	面積 (㎡)	構成比	
計画建物	約3,846	40.1%	約3,846	17.3%	新設 1 棟
既存社屋	—	—	約5,909	26.5%	既設 5 棟 (1 号館、5 号館、6 号館等)
倉庫	—	—	約217	1.0%	既設 2 棟
排水処理施設	—	—	約169	0.8%	既設 1 棟
その他施設	—	—	約405	1.8%	既設 5 棟 (守衛室、廃棄物保管場所等)
緑化地	約2,414	25.1%	約3,791	17.0%	既存緑化地を含む ・計画地内：約920㎡ ・川崎構内：約2,251㎡
駐車場	約501	5.2%	約547	2.5%	
車路、空地等	約2,839	29.6%	約7,391	33.1%	
合計	約9,600	100.0%	約22,275	100.0%	

ウ 建築計画等

施設種類・名称		建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	建物高さ (m)	備考
新設	計画建物	約 3,846	約 19,962	鉄骨	地上 6 階	約 26	
既存	1 号館	約 1,551	約 5,820	鉄骨鉄筋 コンクリート	地上 4 階	約 20	
	5 号館	約 785	約 2,220	鉄骨	地上 3 階	約 15	
	6 号館	約 1,135	約 4,456	鉄骨	地上 4 階	約 16	
	7 号館	約 946	約 3,602	鉄筋コンクリート	地上 4 階	約 18	
	8 号館	約 1,492	約 4,470	鉄骨鉄筋 コンクリート	地上 4 階	約 15	
	倉庫	約 217	約 504	鉄骨造 コンクリートブロック	地上 1、 3 階	約 4、11	第 1 倉庫、油脂庫
	排水処理施設	約 169	約 169	鉄骨	地上 1 階	約 5	

	その他施設	約 405	約 604	木造、鉄骨	地上 1、 2、3 階	約 2 ～ 11	守衛室、廃棄 物保管庫等
合 計		約 10, 546	約 41, 807	—	—	—	—
敷地面積	約 22, 275 m ²						
建ぺい率	$10, 546\text{m}^2 \div 22, 275\text{m}^2 \times 100 = \text{約 } 47.3\%$						
容積率	$41, 807\text{m}^2 \div 22, 275\text{m}^2 \times 100 = \text{約 } 187.7\%$						
緑被率	約 25.1%						

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、生産・加工部門、研究開発部門及び管理部門を統合した新社屋の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や関係住民の間合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98％値）が0.041ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2％除外値）が0.051mg／m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg／m³以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.191ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質は0.0703mg／m³で、環境基準（0.20mg／m³以下）をそれぞれ満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98％値）が0.040ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2％除外値）が0.051mg／m³で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはな

いとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値の上限値に近いと予測していることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

本計画の実施に当たっては、工事着手前に土壌汚染対策法に則り、土壌調査を行い、その結果、基準値を超過する汚染が確認された土壌については、施工中における対策方法の選定と対策範囲の設定等を明確にしたうえで、適正に対応することから、周辺地域に対する影響はないものと予測している。

また、工事に際しては、場外に搬出する土は汚染の有無を確認し、汚染があれば汚染土壌の運搬に関する基準を遵守する業者に委託して適正に運搬し、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから現況を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な処理対策については、市関係部署と協議すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、地域の環境特性及び新たに創出される生育環境の特性に適合し、良好な生育を示すと予測している。

また、計画地内の土壌は下層の基盤の活用が困難と考えられるが、良好な客土を用いて植栽基盤の整備を行うとともに、必要に応じて土壌の改良を行うことから、樹木の生育に適した植栽基盤を確保できるものとし、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約188m³と予測している。さらに、植栽の維持管理計画を作成し、適正な維持管理を実施するなどの環境保全のための措置

を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の生育に適した植栽基盤の確保については、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約25.1%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒 音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、事業所南側敷地境界において76.5デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において最大で64.3デシベルで、環境基準（65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時において、設備機器（生産加工機械、冷暖房施設等）の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、事業所東側敷地境界において34.0デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、朝・夕：65デシベル以下、夜間：55デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、設備機器の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運

行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、事業所西側敷地境界において61.0デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時において46.5デシベルで、環境保全目標（65デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両等が集中しないように工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、既存建築物の解体に伴い、コンクリートがら、アスファルトコンクリートがら等、約9,914トン、計画建築物の建設に伴い、コンクリートがら、ガラス・陶磁器くず等、約581トン、汚泥約710m³と予測している。これらの産業廃棄物については、作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて適切な業者に委託するとともに、コンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、ガラス・陶磁器くず等、約10,202トン、汚泥約710m³が資源化されとしている。また、アスベストを含有する産業廃棄物については、関係法令に則り、許可業者に委託し、適正に処理されとしている。

さらに、工事用資材は、可能な限り再使用型資材を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約7,800m³と予測し、このうち約1,200m³は計画地内で埋め

戻し土として利用し、それが困難なものは「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき許可を得た処分地に搬出し適正に処理している。

さらに、建設発生土の搬出に際し、土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景 観

本計画の実施により、新たな景観構成要素として計画建物が出現するが、既存建物の更新であることから、計画地周辺が一体として有している、工場等の事業場と低層・中層及び高層住宅が混在する市街地としての地域景観の特性について変化は少ないと予測している。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、周辺の建物等により計画建物を視認できる地点は少ないが、視認できる地点では、既存の建屋や周辺の中層・高層建築物と一体となった景観を形成するものと予測している。

さらに、既存の緑と一体化させた緑化の配慮や計画建物の色彩を川崎市景観計画の基本となる色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずることから周辺環境と調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については市関係部署と協議すること。

キ 日照障害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける既存建物は74棟で、その内訳は、3時間～4時間未満が4棟、2時間～3時間未満が2棟、1時間～2時間未満が17棟、1時間未満が51棟と予測している。また、日影の影響を広範囲に及ぼさない建物形状、高さ等とするなどの環境保全のための措置を講ずることから周辺地域の住環境に著しい影響を与えないとしているが、冬至日の平均地盤面において、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ク テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害について、遮へい障害の範囲は、東京局（東京タワー）で、計画建物の西南西方向に、最大距離約100m、最大幅約110mと、神奈川局（テレビ神奈川）で、

計画建物の北北西方向に、最大距離約300m、最大幅約90mと予測している。また、衛星放送の受信障害範囲は、計画建物の北東方向に、最大距離約40m、最大幅約95mと予測している。これに対し、工事中におけるクレーンの未使用時は、ブームを電波到来方向に向けるなど適切な障害防止対策を講ずるとともに、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、計画建物によるテレビ受信障害が発生した場合に必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、テレビ受信障害に関する問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両等の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は0.527、交差点における車線別混雑度は0.414～0.621で、交通処理が可能とされる交差点需要率0.9及び円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないよう、工程等の管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両等ルートは概ね歩車分離がなされているものの、信号機のない横断歩道があり、また、市道坂戸57号線沿道には、住居などが多く存在していることから、歩行者及び自転車に対する安全への配慮が必要であると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっている箇所があることから、工事の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

コ 安 全

本計画では、危険物及び化学物質を関係法令に基づき、関係法令に基づき取り扱い、保管・管理について万全な安全対策を講ずるとともに、適切な防災体制を確立することから、事故防止及び安全管理が確保されるとしている。さらに、安全確

保のための組織体制を継続・維持するとともに、各物質の有害危険性や緊急時の対応などについて、従業員に対する教育・訓練を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点から見て必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

サ 温室効果ガス

本事業における二酸化炭素排出量は3,194トン-CO₂/年で、LED照明やコージェネレーションシステムの採用により、標準的なシステムを採用した場合に比べて、二酸化炭素排出量は94トン-CO₂/年、約2.9%削減されると予測している。さらに、執務室やトイレには、センサを採用し、自動的に照明出力を制御するなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、温室効果ガスの排出抑制等の技術向上に応じて、温室効果ガス排出量のより少ない設備を採用するよう努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
平成25年 4月24日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

5月 1日 条例準備書公告、縦覧開始

6月14日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 なし

7月 2日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第311号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成25年 7月 2日

川崎市長 阿部孝夫

道路事業の名称	都市計画道路 3. 4. 18号 菅早野線
指定区間の地名・地番	川崎市麻生区下麻生 2丁目309番10、312番1、312番6、313番1の一部、313番2の一部、313番5の一部、313番6の一部、636番60、291番2、292番3、293番4、297番2、298番2、299番2、310番2、311番2、635番2、636番21、638番2、657番16、681番3、682番2、683番2、693番5、693番6、693番7、695番2、696番、697番2、697番3、726番2、726番3、727番2、727番3、728番4
幅員・延長	8.00m～16.00m × 22.00 m 別図省略
指定番号及び年月日	川崎市指令ま情指導第1803号 平成25年 7月 2日

川崎市公告第312号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7月 3日

川崎市長 阿部孝夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 久末住宅 1号棟ほか7棟耐震改修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久末311番
	履 行 期 限 平成25年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成25年 7 月24日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 久末小学校校舎外壁改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久末647番地
	履 行 期 限 平成26年 1 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成25年 8 月 2 日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 初山住宅1号棟ほか9棟耐震改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区初山2丁目16番1～8号、12号、13号
	履 行 期 限 平成26年 1 月31日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成25年8月2日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 西野川小学校わくわくプラザ室その他改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川3142番地2
	履 行 期 限 平成25年10月11日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成25年7月26日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第313号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アリオ武蔵小杉
川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役 亀井 淳
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役 亀井 淳
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 9 月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
37,000平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗敷地内
収容台数 820台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗敷地内
収容台数 1,700台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物1階西側及び南側
面積 332平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物1階西側及び南側
容量 250立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時間：午前9時00分
閉店時間：午後11時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口2箇所、敷地東側及び南側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで

- 8 届出の年月日
平成25年 6 月27日
- 9 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市役所本庁舎及び中原区役所
- 10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成25年 7 月 3 日から平成25年11月 3 日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
平成25年11月 3 日
川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区馬絹字矢中1238番10
ほか5筆の一部
995平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 田畑 誠
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成25年 3 月29日
川崎市指令ま情開発（イ）第171号

川崎市公告第315号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名 小向住宅用地測量業務委託
	履 行 場 所 川崎市幸区小向仲野町 3 番
	履 行 期 限 平成25年12月26日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成25年 8 月 1 日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎市地盤変動調査精密水準測量委託
	履 行 場 所 川崎市管内
	履 行 期 限 平成26年 3 月14日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成25年 8 月 1 日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎区浅田一丁目75番 1

ほか 2 筆

971平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境二丁目 2 番 2 号
株式会社 飯田産業
代表取締役 兼井 雅史
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成25年 4 月 9 日

川崎市指令ま情開発（イ）第 3 号

川崎市公告第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市中原区井田 1 丁目998番 1

ほか3筆

885平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市中原区井田 1 丁目24番18号

田邊 一郎

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成25年 5 月28日

川崎市指令ま情開発（イ）第 31 号

川崎市公告第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区長沢二丁目8893番 1

ほか3筆（第2工区）

8,334平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市緑区長津田町5814番地 5

株式会社 さくら建設

代表取締役 高野 正道

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：46戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年12月 8 日

川崎市指令ま情開発（イ）第123号

平成23年10月17日

川崎市指令ま情開発（イ）第 94 号（変更）

平成23年11月 4 日

川崎市指令ま情開発（イ）第104号（変更）

平成23年12月22日

川崎市指令ま情開発（イ）第131号（変更）

平成24年 7 月20日

川崎市指令ま情開発（イ）第 40 号（変更）

平成24年10月12日

川崎市指令ま情開発（イ）第 81 号（変更）

平成25年 3 月14日

川崎市指令ま情開発（イ）第160号（変更）

川崎市公告第319号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 市道片平133号線歩道設置（改築）工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平 1 丁目20番地先
	履 行 期 限 120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。

	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成25年7月23日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島-12m岸壁前面維持浚渫工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島32-2及び32-3番地先
	履 行 期 限 120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「しゅんせつ」で登録されている者 (6) しゅんせつ工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 「海上での浚渫工事」の完工実績(元請に限る。)を平成10年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (9) 主任技術者(業種「しゅんせつ」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が2,500万円(税込)未満となった場合は専任を要しない。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成25年7月26日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 高津区内主要地方道丸子中山茅ヶ崎舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所 川崎市高津区千年630番地先
	履 行 期 限 90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成25年 7 月23日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第320号

（仮称）大師駅前二丁目マンション計画に

係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（仮称）大師駅前二丁目マンション計画

に係る条例環境影響評価審査書

平成25年 7 月

川 崎 市

目 次

はじめに……………	1
1 指定開発行為の概要……………	2
2 審査結果及び内容……………	4
(1) 全般的事項……………	4
(2) 個別事項……………	4
ア 大気質……………	4
イ 緑（緑の質、緑の量）……………	5
ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）……………	6
エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）……………	7
オ 景 観……………	8
カ 日照障害……………	9
キ テレビ受信障害……………	9
ク コミュニティ施設……………	9
ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）……………	10
(3) 環境配慮項目に関する事項……………	11
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過……………	11

はじめに

（仮称）大師駅前二丁目マンション計画（以下「指定開発行為」という。）は、住友不動産株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区大師駅前二丁目1番1の物流管理センター跡地の一部、約0.9haの区域において、地下1階地上7階建ての集合住宅（計画戸数257戸、計画人口771人）を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成25年3月18日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：住友不動産株式会社

代表者：住宅分譲事業本部執行役員建設推進部長
遠藤史能

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：（仮称）大師駅前二丁目マンション計画
種 類：住宅団地の新設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1

区域面積：約9,032㎡

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

集合住宅の新設

イ 土地利用計画

区 分	面 積 (㎡)	割 合 (%)	備 考
計画建物	約3,905	約43.24	A棟～E棟
駐車場・駐輪場	約1,656	約18.33	駐車場：機械式3ヶ所、平置き2ヶ所 駐輪場：屋外10棟、屋内D棟1階 バイク置場：A棟北側
構内車路	約1,449	約16.04	計画地南側出入口及び北側出入口からの車路
構内通路	約56	約0.62	歩行者通路として、車路と住宅棟を結ぶ位置に配置
緑化地	約1,156	約12.80	計画地外周部、住宅棟・駐車場等の周囲、棟間
専用庭	約339	約3.75	集合住宅の前面
その他	約471	約5.22	自家発電機用地、受水槽及びポンプ用地、電話・ケーブルテレビ引き込み柱用地、キュービクル用地、A棟南側中央付近の空地、住宅棟周囲の空地
合計	約9,032	100.00	

ウ 建築計画等

区 分	計画概要
主要用途	住 宅
建築敷地面積	約9,032㎡
建築面積	約3,816㎡
建ぺい率	約42.25%
延べ面積	約19,535㎡
容積対象床面積	約18,167㎡
容積率	約201.15%
建物階数	地下1階・地上7階
建物最高高さ	20.00m
建物構造	鉄筋コンクリート造
計画戸数	257戸
計画人口	771人
駐車台数	219台（機械式162台・平置き57台）
バイク置場台数	26台（うちミニバイク13台）
駐輪台数	約524台
緑被率	約25.21%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、集合住宅の新設であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.046ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.061mg/㎡で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/㎡以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.1256ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質が0.0600mg/㎡で、環境基準（0.20mg/㎡以下）を、それぞれ満足すると予測している。さらに、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.047ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.061mg/㎡で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種について、新たに植栽される樹種は、計画地周辺で正常な生育を示し、計画地の環境特性に適合すると予測し、さらに、樹木の健全な育成を図るため、年間維持管理計画を作成するなどの環境保

全のための措置を講ずるとしている。

また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約145㎡で、計画地の土壌は現状で植栽基盤として利用することは適当ではないと予測し、これに対して、良質な客土により必要量を確保するとともに、下層基盤についても、土壌改良、耕起、礫等異物の除去及び酸素管の敷設を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約25.21%で、地域別環境保全水準(25.0%)を上回り、全体の緑の構成は、「川崎市緑化指針」に定める緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、大景木・高木・中木・低木・地被類を適切に組合せ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北側の敷地境界付近において69.8デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において65.5～71.5デシベルで、予測した全ての地点で環境基準(65デシベル以下又は70デシベル以下)を上回るが、これらの地点は工事中基礎交通量による等価騒音レベルで環境基準を超過し、工事用車両の走行による増加分は0.2デシベル以下と予測している。これに対して、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事中基礎交通

量による等価騒音レベルが環境基準を超過すると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地北東側の敷地境界において46.9デシベルで、環境保全目標(75デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、建設機械の移動に伴う振動を低減させるため、作業員に対する技術教育・環境保全の周知を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時において42.0～53.9デシベルで、環境保全目標(昼間:65デシベル以下又は70デシベル以下、夜間:60デシベル以下又は65デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土)

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1日当たり約853kgと予測し、これらについては、法令に基づく適切な規模の廃棄物保管施設を設けるほか、資源化に配慮した分別を促し、分別された一般廃棄物は、川崎市等により適正に収集、運搬、処分されるとしている。さらに、居住者に対して掲示板等によりごみの発生抑制、分別・保管及びリサイクルの推進を促すよう、管理組合に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートから、木くず等、586トン、汚泥10,310㎡と

予測している。これらについては、産業廃棄物処理業者に委託し適正に処理するとともに、分別排出及び資源化を徹底することにより、コンクリートがら、木くず等については450トン（76.8%）が資源化され、汚泥については7,197 m^3 が極力資源化されるとしている。さらに、建設資材等の搬入に当たっては、過剰な梱包を控え、発生抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

（ウ）建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約11,539 m^3 と予測し、このうち約385 m^3 については、計画地内で盛土及び埋戻し等に再利用し、それ以外は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地にて適正に処理するとしている。さらに、搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景 観

本計画の実施により新たに計画建物が出現するが、計画地周辺に分布している中層集合住宅等と同様な景観構成要素が加わり、地域景観と一体となった市街地景観が形成されることから、地域景観特性の変化の程度は小さいと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、近景域及び中景域からの眺望は変化するが、近景域では周辺の集合住宅と同様の構造物で、計画地周辺で一般に見られる景観が形成されると予測し、中景域では周辺の中・高層集合住宅と同様の構造物で、連続したスカイラインが形成されることから、これら建物と一体となった景観が形成されると予測している。

さらに、計画地外周部、住宅棟・駐車場等の周囲などについて、可能な限り緑化地を確保して、接道部緑化、生け垣緑化、大景木植栽等により緑のある街並み景観を創出するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺環境との調和を保つとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

本計画の実施に伴い冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物は70棟で、その内訳は、4時間以上5時間未満が1棟、3時間以上4時間未満が1棟、2時間以上3時間未満が7棟、1時間以上2時間未満が10棟、1時間未満が51棟と予測している。また、計画建物の一部の形状を階段状にするとともに、計画地の北側に住棟を配置しないことから、周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面において日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害について、地上デジタル放送では、遮へい障害範囲に家屋等はなく、衛星放送では、BS・CS放送の遮へい障害範囲にある棟数は4棟と予測し、そのうち、障害範囲に受信アンテナを設置している1棟について影響を受ける可能性があるとしている。これに対し、問合せ窓口を設け、テレビ受信障害の改善方法、時期、範囲等について地元住民等、関係者と十分協議し、必要な対策を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加により、現有の普通教室数に対し、小学校では不足が生じないが、中学校では市の将来予測値より更に1教室が不足すると予測している。これに対し、児童・生徒数の増加に関連する状況について、入居開始前までに川崎市へ報告することにより、事前の対応が図られるとしている。

集会施設については、共用室を整備し、入居者による各種集会等の利用を図ることから、既存の集会施設に及ぼす影響は少ないと予測し、公園等については、計画地周辺に街区公園が3か所供用されており、計画人口を勘案すると、既存の公園に及ぼす影響は少ないと予測している。

これらのことから、本計画の実施に伴う人口の増加が、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしているが、児童・生徒数の増加については、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

ケ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴う

ピーク日ピーク時における信号交差点の交差点需要率は0.245～0.382、車線混雑度は0.079～0.495、単路部の混雑度は0.362～0.397で、いずれも交通量の処理が可能な目安である交差点需要率0.9及び交通量の処理が可能な目安である混雑度1.0を下回ると予測し、一時停止制御交差点における交通処理は、非優先側交通量が非優先側交通容量を下回るため処理可能であると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的に行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両ルートである市道大師駅前16号線及び市道大師駅前23号線には、交通安全施設の設置がないことから配慮が必要であると予測している。これに対し、計画地周辺の低速走行を徹底し、車両出入口には交通誘導員を配置するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。それ以外の工事用車両ルートについては、マウントアップやガードパイプ等の交通安全施設が設置されていることから、交通安全は確保されると予測している。

これらのことから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
平成25年 3 月18日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

3 月25日 条例準備書公告、縦覧開始

5 月 8 日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 3 名、4 通

6 月10日 条例見解書の受理

6 月17日 条例見解書公告、縦覧開始

7 月 1 日 条例見解書縦覧終了

7 月 8 日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第321号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原 3 丁目 1 番 1 号 他喜不動産販売株式会社 代表取締役 奥山武志		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区末長字大谷987番 8 の全部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	4.15メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1511号		指 定 年月日	平成25年 7 月 8 日

川崎市公告第322号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 川崎市緑ヶ丘霊園、川崎市早野聖地公園、川崎市緑ヶ丘霊堂

(2) 所在地 川崎市緑ヶ丘霊園 川崎市高津区下作延1241番地

川崎市早野聖地公園 川崎市麻生区早野732番地

川崎市緑ヶ丘霊堂 川崎市高津区上作延33番地

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市墓地条例、川崎市墓地条例施行規則、川崎市霊堂条例、川崎市霊堂条例施行規則に定めるもののほか、詳細については指定管理仕様書に定める。

3 指定管理者の指定の予定期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

4 事業計画書その他市長が必要と認める書類の提出

(1) 指定管理者応募書類等の配布及び提出場所
川崎市建設緑政局緑政部霊園事務所
〒213-0033 川崎市高津区下作延1241番地
電話044-811-0013

(2) 提出書類

ア 応募書

イ 事業者に関する書類

- (ア) 団体の概要

(イ) 共同事業体協定書兼委任状

(ウ) 宣誓書

(エ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

(オ) コンプライアンス（法令順守）に関する申告書

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ 応募者関係書類

(ア) 団体の組織図

(イ) 役員の名簿及び履歴書

(ウ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(エ) 事業計画書（応募書を提出する日の属する事業年度及び翌事業年度）

(オ) 収支予算書（同上）

(カ) 事業報告書（応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度）

(キ) 財産目録（同上）

(ク) 貸借対照表（応募書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近実績 3 年度分）

(ケ) 損益計算書又は収支計算書（同上）

(コ) 利益の処分又は損失の処理に関する議案（直近実績 3 年度分）

(サ) 企業単体の減価償却明細表（同上）

(シ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近実績 1 年度分）

(ス) 管理運営実績（過去 3 年間の類似施設）

(セ) 登記簿謄本

(ソ) 法人税納税証明書、消費税納税証明書（過去 3 年間）

(タ) 法人等が作成したパンフレット等

(3) 指定管理者応募書類等の配布期間

平成25年 7 月 8 日（月）から平成25年 7 月16日（火）まで

午前 8 時30分から正午まで、午後 1 時から 5 時15分まで

(4) 応募書類等の受付期間

平成25年 8 月 8 日（木）から平成25年 8 月16日（金）まで

- 土日を除く午前 8 時30分から正午まで、午後 1 時から 5 時15分まで
- (5) 提出方法
- 持参
- 5 問い合わせ先
- 4 (1)に同じ

川崎市公告第323号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 2 項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

平成25年 7 月 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 種 類
- 川崎都市計画地区計画
- 2 名 称
- 小杉町 3 丁目東地区地区計画
- 3 位置及び区域
- 川崎市 中原区 小杉町 3 丁目地内
- 4 縦覧場所
- 川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎隣り明治安田生命川崎ビル 5 階）
- 川崎市中原区役所 5 階市政資料コーナー（中原区小杉町 3－245）
- 川崎市立中原図書館（中原区小杉町 3－1301）
- 5 縦覧期間
- 平成25年 7 月10日から平成25年 7 月23日まで
- 6 意見書提出期間
- 平成25年 7 月10日から平成25年 7 月30日まで

川崎市公告第324号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（案件 1）

競争入札に付する事項	件 名	中野島住宅解体第 1 期工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島 6 丁目2008番 1 他
	履 行 期 限	平成26年 1 月31日限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとされる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「とび・土工」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとされる参加申込者は主任技術者（業種「とび・土工」）でも可とします。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (12) 鉄筋コンクリート造4階以上かつ延べ面積1,100㎡以上の1棟からなる建築物解体工事の完工実績（元請に限る。）を平成10年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成25年8月9日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第325号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 加瀬クリーンセンター脱臭装置吸着剤交換業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区南加瀬4丁目40番23号
- (3) 履行期間 契約締結日から平成25年10月31日まで
- (4) 業務概要 本仕様書は、加瀬クリーンセンターに設置されている脱臭装置設備の機能保持のために、必要な点検整備業務及び吸着剤（腐植質吸着剤）交換業務の委託内容を示すものである。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者。
- (4) 川崎市内に本社及び事業所、営業所を有していること。
- (5) 過去2年間で官公庁において脱臭装置設備保守点検業務の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)の契約実績を確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課

電話 044-200-2587 (直通)

※ 競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成25年 7 月10日 (水) から平成25年 7 月16日 (火) 9時から17時まで

(土、日、休日及び12時から13時は除く。)

(2) 提出方法 持参 (持参以外は無効とします。)

4 競争参加資格確認通知書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認めた者には、競争参加資格確認通知書及び仕様書を平成25年 7 月23日 (火) までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記 3 (1) に同じ

(2) 交付日時 平成25年 7 月23日 (火) 9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 配布場所及び問合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロード

(2) 配布期間 平成25年 7 月23日から平成25年 7 月24日

(3) 質問受付日

平成25年 7 月23日から平成25年 7 月24日 午前9時から午後5時まで

(4) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(5) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

(6) 回答方法

平成25年 7 月26日 全社に文書 (電子メールまたはFAX) にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて

行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成25年 7 月31日 (水) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4

川崎市役所第 3 庁舎16階
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参 (持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 要 (10%)

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第326号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ストレスチェック実施業務委託

(2) 履行期限

契約締結日から平成26年 3 月31日まで

(3) 履行場所

総務局人材育成センター健康支援課ほか

(4) 委託の概要

入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成25・26年度業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 過去3年以内に、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県で、類似の契約履行実績があること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（J I P D E C）によるプライバシーマークを付与されていること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
- 一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布及び提出場所
- 〒210-0006
川崎市川崎区砂子1-8-9川崎御幸ビル6階
総務局人材育成センター健康支援課 竹内、佐々木担当
電話 044-200-3470（直通）
- (2) 配布及び提出期間
- 平成25年 7 月10日（水）から平成25年 7 月17日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 提出書類
- ア 競争入札参加申込書
イ 契約実績を確認できる契約書等の写し
- (4) 提出方法
- 持参
- 4 確認通知書及び入札説明書の交付
- 3により競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者に、競争入札確認通知書を交付します。なお、業務委託有資格業者名簿へ登載した際に、電子メールのアドレスを登載している場合は、確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。
- (1) 交付場所
- 3(1)と同じ。
- (2) 交付日時
- 平成25年 7 月19日（金）（午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 入札説明書の交付
- 競争入札確認通知書に併せて無償で入札説明書を交付します。
- また、入札説明書は3(1)の場所において平成25年 7 月10日（水）から平成25年 7 月17日（水）まで（土

- 曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）縦覧に供します。
- 5 仕様及び入札説明書に関する問合せ
- 仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により受け付けます。
- (1) 問合せ先
- 3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。
- (3) 受付期間
- 平成25年 7 月19日（金）から平成25年 7 月22日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (4) 回答方法
- 平成25年 7 月24日（水）までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。
- 6 入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
- 紙入札方式
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時
- 平成25年 7 月26日（金）午後2時
- イ 場所
- 川崎市川崎区砂子1-8-9川崎御幸ビル6階健康支援課会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参
- (4) 入札保証金
- 免除
- (5) 落札者の決定方法
- 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
- 川崎市競争入札参加者心得第7条各号に該当する場合、当該入札を無効としします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金

- 免除
(2) 契約書作成の要否
要
(3) 前払金
否
(4) 議決の要否
否
(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 詳細は、入札説明書によります。
(3) 情報を入手するための問合せ窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第327号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発事業計画
川崎市中原区新丸子東三丁目1302番
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発組合
川崎市川崎区東田町 8 番地
理事長 徳川 浩一
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
未定
4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年 4 月15日
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,217平方メートル
6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
店舗敷地内
収容台数 60台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
店舗敷地内
収容台数 388台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物地下 1 階西側
面積 92.4平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物地下 1 階南西側
容量 86立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時間：午前 6 時30分
閉店時間：午後10時45分
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時00分から午後11時00分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口 1 箇所、敷地南側
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時00分から午後10時00分まで

8 届出の年月日

平成25年 7 月 8 日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎及び中原区役所

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成25年 7 月10日から平成25年11月10日までの午前 8 時30分から午後 5 時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

11 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成25年11月10日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第328号

入札公告

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
還元気化水銀測定装置賃貸借
(2) 履行場所
川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

(3) 履行期間

平成25年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去 5 ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境総合研究所事業推進課

担当 末繁、建部

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成25年 7 月10日(水) から平成25年 7 月16日(火) まで

イ 配布・提出時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績等を確認できる契約書の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記 3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成25年 7 月22日(月)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記 3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成25年 7 月22日(月) から平成25年 7 月25日(木) 午後 5 時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成25年 7 月29日(月)までに、参加全社あてに電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料(税抜きで 1 円未満の端数を切り捨てた額)を 84 ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成25年 8 月 6 日(火) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うこ

とがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3 (1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は 3 (1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第329号

入札公告

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

超純水製造装置賃貸借

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

(3) 履行期間

平成25年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第 2 条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等

有資格者名簿の業種「リース」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去 5 ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境総合研究所事業推進課

担当 末繁、建部

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成25年 7 月10日 (水) から平成25年 7 月16日 (火) まで

イ 配布・提出時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績等を確認できる契約書の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類 (競争入札参加申込書) は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。) ダウンロードができない場合には、上記 3 (2)の期間に、3 (1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成25年 7 月22日 (月) までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記 3 (1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成25年 7 月22日 (月) から平成25年 7 月25日 (木) 午後 5 時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定する F A X 又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成25年 7 月29日(月)までに、参加全社あてに電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記 2 の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで 1 円未満の端数を切り捨てた額)を 84 ヶ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成25年 8 月 6 日(火) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7 (1) アに同じ

(4) 開札の場所

7 (1) イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3 (1) の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は 3 (1) に同じ。
- (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第330号

入札公告

平成25年 7 月10日

川崎市長 阿 部 孝 夫

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

イオンクロマトグラフ分析装置賃貸借

(2) 履行場所

川崎市環境総合研究所

川崎市川崎区殿町 3 丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター 3 階

(3) 履行期間

平成25年10月 1 日から平成32年 9 月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去 5 ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境総合研究所事業推進課

担当 末繁、建部

郵便番号 210-0821

住所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成25年7月10日（水）から平成25年7月16日（火）まで

イ 配布・提出時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績等を確認できる契約書の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類（競争入札参加申込書）は、インターネットからダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。（「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成25年7月22日（月）までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成25年7月22日（月）から平成25年7月25日（木）午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成25年7月29日（月）までに、参加全社あてに電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のい

ずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を84ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。

ア 入札書の提出日時

平成25年8月6日（火）午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
 (2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第331号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市瀬谷区相沢1丁目4番地の1 株式会社 真和産業 代表取締役 川口 辰彦		
道路位置の 地名・地番	川崎市幸区小倉三丁目804番3の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	14.36メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1512号		指 定 年月日	平成25年 7 月11日

川崎市公告第332号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

平成25年 7 月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 名 称 川崎市体育館
 所在地 川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 川崎市体育館条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 指定予定期間
 平成26年4月1日から平成27年1月4日まで
- 指定申請の方法
 (1) 仕様書及び指定申請書等応募書類の配布及び提出場所
 ア 仕様書及び指定申請書等応募書類の配布については、原則として市ホームページ「指定管理者の募集情報」からダウンロードするものとする。
<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/>

category/75-2-0-0-0-0-0-0-0.html

イ 応募書類の提出場所

川崎市川崎区役所まちづくり推進部地域振興課
 〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地（パ
 レール三井ビル）
 川崎区役所7階
 電話 044-201-3231

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 以下に掲げる指定申請に必要な添付書類

(ア) 宣誓書

(イ) 指定予定期間中の施設の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書

(ウ) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(エ) 平成23年度及び平成24年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

(オ) 平成23年度及び平成24年度の事業実績書及び収支決算書

(カ) 平成24年度及び平成25年度の事業計画書及び収支予算書

(キ) 役員の名簿及び履歴書

(ク) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(ケ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(コ) グループ（共同事業体・SPC等）構成団体届出書

(サ) 団体の概要

(シ) 法人にあつては、平成23年度及び平成24年度の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

(ス) 指定管理者指定グループ申請委任状

(セ) 平成23年度及び平成24年度の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する人員表）

(ソ) 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

(タ) コンプライアンス（法令順守）に関する申告書

(チ) その他市長が必要と認める書類

(3) 募集の期間

平成25年 7 月12日（金）から平成25年 9 月 4 日（水）まで

(4) 提出日時及び提出方法

ア 提出日時

平成25年 9 月 2 日（月）、3 日（火）、4 日（水）まで

(受付時間：午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。

ただし正午から午後 1 時までを除く。)

イ 提出方法

指定の提出場所（4.イ応募書類の提出場所）に
持参のこと（郵送による提出はできません。）

(5) 事業計画書等の内容説明（プレゼンテーション） の実施

応募する事業の内容について、指定する日時・場
所（後日調整の上通知）において開催する「民間活
用推進委員会」の中でプレゼンテーションを実施す

る。

(6) 問い合わせ先

川崎市川崎区役所まちづくり推進部地域振興課

電話 044-201-3231

E-mail: 61tisin@city.kawasaki.jp

川崎市公告第333号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 12 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名 緊急物資等輸送用浮き栈橋実施設計委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区川崎港内
	履 行 期 限 平成26年 3 月 15 日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び 空港部門」で登録されている者 (4) 平成15年度以降に「海上における浮き栈橋の設計」の実績を有すること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成25年 8 月 8 日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第334号

小杉町 3 丁目東地区第一種市街地再開発事
業に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条
例第48号）第22条第 1 項の規定に基づく標記条例見解書
の提出がありましたので、同条例第22条第 2 項の規定に
基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施
行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に定める
事項について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 12 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

条例見解書について

1 指定開発行為者

名 称 小杉町 3 丁目東地区市街地再開発準備組合

代表者 理事長 角川 榮喜

住 所 川崎市中原区新丸子東一丁目835番 5 号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名 称

小杉町 3 丁目東地区第一種市街地再開発事業

(2) 種 類

都市計画法第 4 条第12項に規定する開発行為（第
3 種行為）

高層建築物の新設（第 1 種行為）

住宅団地の新設（第 2 種行為）

大規模建築物の新設（第 2 種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区小杉町三丁目414番地ほか

4 条例見解書の要旨

第 1 章 指定開発行為の概要

1 指定開発行為者

2 指定開発行為の名称及び種類

3 指定開発行為を実施する区域

4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯等及び 内容

第2章 環境影響評価の経過

- 1 条例環境影響評価準備書の縦覧期間及び縦覧場所
- 2 説明会開催等日時等及び周知方法
- 3 意見書の提出数

第3章 市民意見の概要と指定開発行為者の見解

- 1 環境影響評価について
- 2 指定開発行為の概要について
- 3 その他

第4章 関係地域の範囲

5 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成25年 7 月12日（金）から平成25年 7 月26日（金）まで
土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 場 所

中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）

(3) 時 間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

川崎市公告第335号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成25年 7 月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市中原区新城中町 8 番26号 H・R不動産株式会社 代表取締役 河東 英俊		
	川崎市中原区小杉御殿町二丁目97番16の一部、97番18の一部、97番23の全部 別図省略		
	4.00メートル	延 長	20.55メートル
幅 員	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1513号		指 定 年月日	平成25年 7 月12日

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第219号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達（製造）した物品

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局（車載型）整備

ア 陸上移動局（車載型）（消防車両）
104台

イ 陸上移動局（車載型）（救急車両）
35台

ウ 陸上移動局（車載型）（指揮車などガソリン車）
17台

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局ほか整備
ア 陸上移動局（携帯型）

50台

イ 陸上移動局（半固定型（卓上型））（川崎消防署）
1 台

ウ 陸上移動局（半固定型（卓上型））（中原消防署）
1 台

エ 陸上移動局（半固定型（卓上型））（各消防署）
6 台

オ 陸上移動局（半固定型（卓上型））（千鳥町出張所）
1 台

カ 陸上移動局（半固定型（可搬型））
9 台

キ 携帯局（携帯型）
2 台

ク 携帯局（半固定型（卓上型））（航空隊）
1 台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課 川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 落札者を決定した日

平成25年 6 月21日

4 落札者氏名及び住所

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局（車載型）整備

株式会社 富士通ゼネラル 情報通信ネットワーク営業部

部長 高橋 茂

川崎市高津区末長1116番地

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局ほか整備

三峰無線 株式会社 西関東支店

支店長 廣濱 清貴

神奈川県藤沢市湘南台 1 丁目24番 5 号

5 契約金額

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局（車載型）

整備

150,696,000円

件名 消防救急デジタル無線陸上移動局ほか整備
61,950,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成25年 5 月10日

川崎市公告（調達）第220号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成25年度防災行政無線システム定期点検業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町 5 番地 4 川崎市役所第 3 庁舎 7 階ほか

(3) 履行期間

契約日から平成26年 3 月25日まで

(4) 業務概要

防災行政無線システムを構成している、多重系無線設備、テレメータ系無線設備、同報系無線設備、衛星通信設備、デジタル移動系無線設備等の各種設備の定期点検、必要な調整等を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 一般競争入札参加資格申込書の提出の締切日において、平成25・26年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登録されていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去 2 年間で 2 件以上国又は地方公共団体において、無線設備の点検等に関する同規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び無線設備の点検に関する同規模の契約の実績を証する書類（契約書の写し等）を提出しなければなりません。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書及び無線設備の点検に関する同規模の契約の実績を証する書類は

持参により提出することとします。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町 5 番地 4 川崎市役所第 3 庁舎 7 階

総務局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2856（直通）、FAX 044-200-3972、E-mail 16kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成25年 7 月25日から 8 月 2 日までの午前 8 時30分から午後 5 時までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後 1 時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

「3(1) 提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2) 提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成25年 8 月 7 日 午後 1 時から午後 5 時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1) 提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1) 提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成25年 7 月25日から 8 月 8 日までの午前 8 時30分から午後 5 時まで及び平成25年 8 月 9 日の午前 8 時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後 1 時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 16kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1) 提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2) 質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成25年 8 月13日午後 5 時までに、一般競争入札参加資格がある者に対して、一般競争入札参加資格確認申請書に記載された連絡先宛に、電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格がない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の5%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成25年 8 月22日 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4 川崎市役所第 3 庁舎 7 階
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第 8 条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市財政局資産管理部契約課ホームページ「入札情報かわさき」内の、川崎市契約条例、川崎市契約規則、「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御覧ください。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口 「3(1) 提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、履行場所調査申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第221号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立学校スクールバス車両の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市立さくら小学校、川崎市立大戸小学校及び川崎市立稲田小学校

(3) 履行期間

平成26年 3 月27日から平成33年 3 月26日まで

(4) 調達概要

ア 肢体不自由等により徒歩での通学が困難な児童の通学や校外学習等での使用に供するバス車両の賃貸借及び当該車両の保守点検。

イ その他入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成25・26年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿」の業種「リース」種目「車両」に登載されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去 5 年間(平成20年度以降)で類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課特別支援教育係 若松担当

電話 044-200-3287(直通)

FAX 044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成25年 7 月25日(木)から平成25年 8 月 2 日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで)とします。

4 入札説明書及び仕様書の縦覧

入札説明書及び仕様書は 3(1)の場所において、平成25年 7 月25日(木)から平成25年 8 月 2 日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで)まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3 により競争参加申込書を提出したものに平成25年 8 月 5 日(月)から平成25年 8 月 6 日(火)までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を無料交付します。

なお、交付方法については次のとおりとします。

1 平成25・26年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は電子メールにて送付。

2 電子メールアドレスを登録していない場合は F A X により送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ。

(2) 受付期間

平成25年 8 月 9 日(金)から平成25年 8 月20日(火)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで)

(3) 回答予定

問合せへの回答は平成25年 8 月23日(金)17時(予定)までに、すべての入札参加者に電子メール又は F A X にて回答

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は、スクールバス車両の賃貸借及び保守に係る一切の諸費用を含めるものとします。また、入札書に記載する金額は、賃貸借物品の見積額(月額)に賃貸借期間(84 ヶ月)を乗じて得た金額(消費税抜き)とし、入札書に記載した金額の最低の価格をもって落札者となります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成25年 9 月 2 日(月)
午後 3 時30分

イ 場 所 川崎市教育委員会事務局第 1 会議室
川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイトの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

川崎市公告（調達）第222号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年7月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市立田島養護学校スクールバス車両の賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市立田島養護学校
- (3) 履行期間
平成26年3月27日から平成33年3月26日まで
- (4) 調達概要
ア 川崎市立田島養護学校の児童生徒が通学や校外学習等で乗車するバス車両の賃貸借及び当該車両の保守点検。
イ その他入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25・26年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿」の業種「リース」種目「車両」に登録されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5年間（平成20年度以降）で類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル4階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課特別支援教育係 若松担当

電話 044-200-3287（直通）

FAX 044-200-2853

(2) 配布・提出期間

平成25年7月25日（木）から平成25年8月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）とします。

4 入札説明書及び仕様書の縦覧

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、平成25年7月25日（木）から平成25年8月2日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出したものに平成25年8月5日（月）から平成25年8月6日（火）までに競争参加資格確認通知書を交付します。

また、競争参加資格があると認めた者には、入札説明書及び仕様書を無料交付します。

なお、交付方法については次のとおりとします。

- 1 平成25・26年度「川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は電子メールにて送付。
- 2 電子メールアドレスを登録していない場合はFAXにより送付。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ。

(2) 受付期間

平成25年8月9日（金）から平成25年8月20日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで）

(3) 回答予定

問合せへの回答は平成25年8月23日（金）17時（予

定)までに、すべての入札参加者に電子メール又はFAXにて回答

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は、スクールバス車両の賃貸借及び保守に係る一切の諸費用を含めるものとします。また、入札書に記載する金額は、各賃貸借物品の見積額(月額)に賃貸借期間(84ヶ月)を乗じて得た金額(消費税抜き)とし、入札書に記載した金額の最低の価格をもって落札者としてします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成25年 9 月 2 日 (月)
午後 2 時00分
イ 場 所 川崎市教育委員会事務局第 1 会議室
川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安
田生命ビル 4 階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイトの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当

該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

川崎市公告(調達)第223号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条第1項の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称

川崎市中央卸売市場北部市場の電気需給に関する契約

9,047,000キロワット時

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

経済労働局中央卸売市場北部市場管理課
川崎市宮前区水沢 1-1-1

3 契約の相手方を決定した日

平成25年 6 月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社 神奈川支店 川崎支社
支社長 江連 正一郎
川崎市幸区柳町26番地

5 契約金額

常時電力基本料金単価

1,638.00円/キロワット・月

電力量料金単価 ピーク時間

19.50円/キロワット・時

電力量料金単価 夏季昼間時間

18.82円/キロワット・時

電力量料金単価 その他季昼間時間

17.46円/キロワット・時

電力量料金単価 夜間時間

12.10円/キロワット・時

6 契約の相手方を決定した手続き

随意契約

7 随意契約理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

川崎市公告(調達)第224号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
子母口小学校・東橋中学校改築工事
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年 7 月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
浅沼・大藤・三ノ輪・松浦共同企業体
代表者 株式会社 浅沼組 横浜支店
支店長 多々良 太一
横浜市中区尾上町三丁目39番地
- 5 落札金額
3,778,000,000円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年 5 月10日

川崎市公告（調達）第225号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場の電気需給に関する契約
 - (2) 履行場所 川崎市宮前区水沢 1－1－1
 - (3) 履行期間 平成25年10月 1 日から平成26年 3 月31 日まで
 - (4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 4,078,000キロワット時
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。
 - (2) 1 (2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年 7 月11日法律第170号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
 - (3) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電

気供給」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成25年 8 月 9 日までにを行うこと。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともにアフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
 - (6) 調達される電気の品質及び数量の変更について、本市の求めに応じて速やかに対応すること。
- 3 競争参加申込書の配布

- (1) 配布場所
川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216－8522 川崎市宮前区水沢 1－1－1
電話 044－975－2211
メールアドレス 28hokan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布期間

平成25年 7 月26日（金）から平成25年 8 月 7 日（水）まで、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）（平成25年 7 月26日（金）午前 9 時から 8 月 6 日（火）午後 4 時までに文書（郵送又はメール可）により申し出た者は、メールで競争参加申込書を送付します。）

- 4 競争参加申込書の提出
 - (1) 提出方法 持参又は郵送
 - (2) 提出場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216－8522 川崎市宮前区水沢 1－1－1
電話 044－975－2211

- (3) 提出期間
持参の場合は、平成25年 7 月26日（金）から平成25年 8 月 9 日（金）まで、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

郵送の場合は、平成25年 7 月26日（金）から平成25年 8 月 8 日（木）午後 4 時必着

- 5 入札説明書の縦覧

- (1) 縦覧場所
川崎市中央卸売市場北部市場管理課
〒216－8522 川崎市宮前区水沢 1－1－1
電話 044－975－2211
- (2) 縦覧期間

平成25年 7 月26日（金）から平成25年 8 月 9 日（金）まで、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

6 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。(平成25年 7 月26日(金) 午前 9 時から平成25年 8 月 9 日(金) 午後 4 時までに文書(郵送又はメール可)により申し出た者は、メールで競争参加資格確認通知書を送付します。)

- (1) 交付場所 3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成25年 8 月16日(金) 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) その他 競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。

7 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札方法 持参又は郵送
- (2) 入札書の提出
持参の場合は、平成25年 9 月 6 日(金) 午前11時
なお、郵送の場合は平成25年 9 月 4 日(水) 午後 4 時必着
- (3) 入札書の提出場所
川崎市中央卸売市場北部市場第 1 会議室(管理事務所棟 3 階)
なお、郵送の場合は川崎市中央卸売市場北部市場管理課施設維持係
- (4) 入札保証金 免除
ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。
- (5) 開札の日時 平成25年 9 月 6 日(金) 午前11時
- (6) 開札の場所 7(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (8) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札はこれを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金
入札金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Electricity 4,078,000kwh to use at Hokubu-Shijo
- (2) Time-limit for tender:
11:00A.M., September, 6, 2013
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Hokubu-Shijo Central Wholesale Market
Economic and labor affairs bureau
1-1, Mizusawa-1chome, Miyamae-ku
Kawasaki, Kanagawa 216-8522, Japan
TEL:044-975-2211

税 公 告

川崎市税公告第70号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第266号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(別紙省略)

川崎市税公告第71号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月 9 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(別紙省略)

川崎市税公告第72号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第266号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(別紙省略)

川崎市税公告第73号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(別紙省略)

上 下 水 道 局 公 告**川崎市上下水道局公告第34号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 2 日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	麻生水処理センター1系反応タンク散気装置整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 間	契約の日から平成25年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登録されていること。 (6) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (7) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月2日 午前10時(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	藤崎地区ほか下水枝線第201号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区藤崎3丁目、観音1丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成26年3月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成25年8月7日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	宮崎配水塔更新に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区鷺沼4丁目11番地6
	履 行 期 間	契約の日から平成26年1月24日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「上水道及び工業用水道部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」及び「土質及び基礎部門」に登載されていること。 (4) 国又は地方公共団体等が発注した業務委託の元請として稼働中の配水塔又は配水池の撤去・新設に係る更新工事の基本又は詳細（実施）設計業務の履行完了実績を有すること。 (5) 次の技術士を本業務の業務責任者、照査技術者として配置できること。なお、業務責任者、照査技術者は兼任できないこととし、ア及びウ又はイ及びウの兼任は可能とする。 ア 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を配置できること。 イ 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」及び建設部門の選択科目「鋼構造及びコンクリート」・「土質及び基礎」に合格した技術士を配置できること。 ウ 酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年7月29日 午後2時（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第35号

平成25年7月9日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	加瀬水处理センター耐震補強その5工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	契約の日から平成26年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「土木」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「土木」)でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月19日 午前10時(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	四谷上町地区ほか下水枝線第202号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷上町、台町地内
	履 行 期 間	契約の日から平成26年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。	

	(6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3116
入札日時等	平成25年 8 月19日 午前10時（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	多摩美地区下水枝線第1号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区多摩美1丁目、2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から395日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成25年 8 月19日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	片平地区ほか下水枝線第3号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平1丁目、宮前区水沢1丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 3 月14日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成25年8月19日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区ほか下水枝線実施設計委託第6号
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成26年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成20年4月1日以降に契約した次の委託業務の元請としての履行完了実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 ア 下水道管きよの改築、更新に係る耐震実施設計（レベル1及び2）を含む実施設計 イ 下水道台帳管理システム構築又は下水道資産台帳管理システム構築（いずれも地理情報システムにおける属性情報、資産情報などのデータ整備を含む。） (5) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月5日 午前10時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	六郷ポンプ場実施設計委託その1
	履 行 場 所	川崎市川崎区本町2-4
	履 行 期 間	契約の日から平成25年12月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成10年4月1日以降に、毎秒3 m ³ 以上の排水能力を有する下水道ポンプ場におけるスクリーン設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月5日 午前10時 (川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	江川ポンプ場実施設計委託その2
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1-35-1
	履 行 期 間	契約の日から平成26年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登載されていること。 (4) 平成10年4月1日以降に、毎秒10 m ³ 以上の排水能力を有する下水道ポンプ場におけるポンプ設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計業務の元請としての履行完了実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月5日 午前10時 (川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	小田2丁目200mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区小田2丁目5-9番地先 至：川崎区小田2丁目17-30番地先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から175日間

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成25年8月19日 午後1時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	王禅寺西1丁目150mm-50mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：麻生区王禅寺西1丁目23-5番地先 至：麻生区王禅寺西1丁目29-5番地先
	履 行 期 間	契約の日から185日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成25年8月19日 午後1時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	坂戸 3 丁目150mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区坂戸 3 丁目 6－1 番地先 至：高津区坂戸 3 丁目11－1 番地先 ほか 3 件
	履 行 期 間	契約の日から180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成25年 8 月19日 午後 1 時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名	古市場300mm－75mm配水管布設替に伴う給水管付替工事
	履 行 場 所	自：幸区古市場 1 丁目51－5 番地先 至：幸区下平間351番地先
	履 行 期 間	契約の日から145日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調・衛生」、希望種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成25年 8 月19日 午後 1 時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に 付する事項	件 名	古市場300mm－75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：幸区古市場 1 丁目51－5 番地先 至：幸区下平間351番地先
	履 行 期 間	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成25年 8 月19日 午後 2 時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	工業用水道 パーカー加工(株)ほか3 箇所流量計測設備取替工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3－24－6（パーカー加工(株)内）ほか3 箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成26年 2 月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、希望種目「その他の電気設備」に登載されていること。 (6) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117	

入札日時等	平成25年 8 月 6 日 午前10時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 機械警備委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田 5 - 1 - 1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	平成25年10月 1 日から平成30年 3 月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (4) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、希望種目「機械警備」に登載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課調整担当 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成25年 8 月 9 日 午前10時 (川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第36号

一般競争入札公告の取消しについて

平成25年 7 月 2 日付け川崎市上下水道局公告第34号で公告した次の委託に係る一般競争入札公告を取消します。

平成25年 7 月10日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 件名

宮崎配水塔更新に伴う詳細設計業務委託

2 取消し理由

入札参加業者において全社競争入札参加資格を満たすことができないことが判明したため全社不適格とし、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札公告を取消します。

上下水道局公告 (調達)**川崎市上下水道局公告 (調達) 第22号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ア ポリ塩化アルミニウム 1 t (単価契約)
約1,639トン

イ 次亜塩素酸ナトリウム 1 t (単価契約)
約520トン

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

仕様書によります。

(4) 納入期間

平成25年10月 1 日から平成26年 3 月31日まで

(5) 本案件は、紙入札方式で行います。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「薬品」、希望種目「化学工業薬品」、ランク「A」又は「B」に登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成25年8月6日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。また、希望者には次により無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課調整担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3117

- (2) 期間 平成25年7月25日～平成25年8月6日
(土曜日及び日曜日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により1(1)の購入物品ごとにそれぞれ競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します（「入札情報かわさき」のアドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市財政局資産管理部契約課調整担当 担当
小林
電話 044-200-3117

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められ

た条件を満たす購入物品を確実に納入できることを証明する書類を提出しなければなりません。

また、提出された書類に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類を審査した結果、この購入物品を確実に納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市上下水道局水管理センター水道水質課 担当
眞鍋

電話 044-911-2022

7 確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成25年8月21日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスに登録していない者には、平成25年8月21日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札に付すこととし、単価で行います。

なお、入札金額は、薬品1トン当たりの単価を記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

1(1)の購入物品ごとに次のとおりとします。

1(1)ア 平成25年9月10日 午前10時

1(1)イ 平成25年9月10日 午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎地下1階入札室

イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成25年9月9日必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

(2) 開札の日時及び場所

1(1)の購入物品ごとに次のとおりとします。

ア 日時 1(1)ア 平成25年9月10日 午前10時

1(1)イ 平成25年9月10日 午前10時30分

- イ 場所 川崎市役所本庁舎地下 1 階入札室
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 10 契約の手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- 11 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of
the products to be purchased:
- a Polyaluminum chloride,
approximately 1,639t
- b Sodium hypochlorite,
approximately 520t
- (2) Time limit for tender:
- a Direct delivery
12(1)a 10:00A. M., 10 September, 2013
12(1)b 10:30A. M., 10 September, 2013
- b By mail
9 September, 2013
- (3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration
Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki-City, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-3117

川崎市上下水道局公告（調達）第23号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
入江崎総合スラッジセンター建設機械その31工事
- (2) 履行場所
川崎市川崎区塩浜 3-24-12
- (3) 履行期間
契約の日から平成28年 3 月15日まで
- (4) 工事概要
本工事は、本市下水道計画に基づき、入江崎総合スラッジセンター 2 系汚泥焼却設備更新工事を施工するものです。
ア 2 系汚泥焼却設備更新 製作・据付 1 式
(汚泥焼却炉、白煙防止予熱器、空気予熱器は既設機器再使用)
イ その他工事（撤去工事ほか） 1 式
※ 詳細は工事設計書によります。
- (5) その他

本工事は、技術的な工夫の余地が小さい工事であり、また、施工の確実性を確保するために、入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められることから、総合評価一般競争入札（特別簡易型）を採用します。

また、本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登録されていること。

なお、平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に登録されていない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）で当該入札に参加を希望する者は、平成25年 8 月 5 日（月）までに川崎市財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(4) 監理技術者（業種「機械」）を専任で配置できること。（ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者を変更することができます。また、変更後の技術者は、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。後記10(3)及び13(2)を必ずお読みください。）

配置する監理技術者は、競争入札参加申込日（又は技術者の変更日）時点で3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）。

なお、建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定された「営業所専任の技術者」については、工事現場に専任配置することはできません。

(5) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(6) 平成10年 4 月 1 日以降に完成した下水道施設において、1日当たりの脱水汚泥（DS）の処理能力が20t以上ある流動焼却炉を有する汚泥焼却設備の製作・据付工事（修理及び整備工事は除く。）の完工実績を有すること。なお、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。（後記11(2)を必ずお読みください。）

(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

3 設計図書類の閲覧

設計図書類は、次により閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

財政局資産管理部契約課調整担当

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎北館2階

電話 044-200-3116

(2) 閲覧期間

平成25年 7 月25日（木）～平成25年 8 月 8 日（木）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 5 時とします。）

4 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

一般競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札公表 上下水道局」の中にあります。）。インターネットからの取得ができない場合には、前記 3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

※ 「入札情報かわさき」のアドレス

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(2) 提出場所及び期間

一般競争入札参加申込書等は、電子入札システムにより次の申込期間に提出してください。ただし、電子入札によりがたい者は、前記 3(1)の場所に、下記(3)に記載する書類と併せて一般競争入札参加申込書等を提出してください。

なお、当該書類の郵便による提出は認めません。

申込期間 平成25年 7 月25日（木）～平成25年 8 月 8 日（木）

（電子入札システムの利用可能時間は午前 8 時～午後 8 時です。）

(3) 一般競争入札参加の申込みを行うときに必要な書類

ア 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていることを確認できる書類

イ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

ウ 専任技術者証明書（市内業者の場合に限ります。なお、様式は「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中にあります。）

※ 建設業法に規定する営業所の専任技術者の変更等については、建設業許可申請書の提出先にお問い合わせください。

5 設計図書類の購入

(1) 一般競争入札参加申込書等を提出した者は、前記 4(2)の期間に「入札情報かわさき」の「入札情報」工事欄の「入札公表 上下水道局」に掲げる「入札情報詳細」の「仕様書等配布場所」の指定業者から、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中の「見積用設計図書類の取得関係書類」の方法により、設計図書類を購入してください。

(2) 本件の公告後、契約締結までの間に、契約手続に

おける競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約事務とならないと認められ、本件が中止された場合は、本件に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入費用を上下水道局において負担します。ただし、中止の原因が上下水道局の責めによるものに限ります。

6 参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成25・26年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「工事」の委任先メールアドレスに、平成25年9月2日（月）に参加資格確認通知書を送信します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、前記3(1)の場所で次の日時に参加資格確認通知書を交付します。

平成25年9月2日（月）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

なお、この参加資格確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格は、開札後、入札参加申込時に遡って提出書類等の確認を実施し、審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

7 見積用設計図書類に関する質問

(1) 一般競争入札参加申込書を提出した者は、次により工事設計書、仕様書、その他の見積用設計図書類の内容に関し、質問することができます。ただし、入札手続及び総合評価落札方式における評価項目の評価基準に関する質問は受け付けません。

ア 質問書の取得方法

質問書は、前記4(1)と同様の方法により取得できます。

イ 提出場所、期間及び方法

質問事項を記入した質問書は、紙及び電子媒体（CD-R）により、前記3(1)の場所で次の期間に提出してください。なお、どちらか一方の提出による場合は、質問の受付はいたしません。また、質問書の郵送による提出は認めません。

平成25年8月20日（火）～平成25年8月27日（火）

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。午前8時30分～正午、午後1時～午後5時とします。ただし、提出期間の最終日は、午後3時締切りとします。）

(2) 質問に対する回答

入札参加者より質問があった場合、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、入札参加者に対し業者登録システムにて公表します。

「入札情報かわさき」の業者登録システムよりロ

グインし、「仕様書等ダウンロード 上下水道局」内で閲覧又は取得してください。（回答の閲覧及び取得方法は後記9(1)に示す積算内訳書の場合と同様になりますので、詳細は「積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。）

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 前記2に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 設計図書類の購入が認められなかったとき。
- (3) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

- (1) 入札書及び積算内訳書の提出並びに入札方法
入札は総価により行います。

なお、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、初度の入札額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、入札の際に入札書と併せて提出してください。

積算内訳書の書式は、前記6の参加資格確認通知書の受信後に取得することができます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「電子入札」の「電子入札を使う」に掲げる「操作マニュアル」の「積算内訳書取得マニュアル」を御覧ください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成25年9月13日（金）
午後4時

イ 持参による入札の場合

後記(2)ア（イ）のとおりとしてください。

ウ 郵便の送付による入札の場合

郵便の送付による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書及び積算内訳書を入れて封印し、当該封筒に前記1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行った場合は速やかに、前記3(1)の場所にお電話ください。

(ア) 入札書の提出期限 平成25年9月13日（金）
必着

(イ) 入札書の提出場所 前記3(1)に同じ。

- (2) 総合評価落札方式評価項目算定資料（以下「算定資料」という。）等の提出

ア 算定資料の提出方法等

算定資料は、取得した見積用設計図書類の内容

を参照し作成した上、(ア)の提出場所へ平成25年9月13日(金)午後5時(必着)までに提出してください。なお、提出方法は、郵送又は持参によるものとします。

(ア) 郵送の場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で期日までに到着するよう送付してください。

※ 封筒には「総合評価落札方式評価項目算定資料在中」と大きく書いてください。

提出場所 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎北館2階

財政局資産管理部契約課調整担当

電話 044-200-3116

(イ) 持参する場合

持参により提出する場合は、事前に前記(ア)に掲げる連絡先へ電話し、提出日時の指定を受けた上で、初度の入札書、入札金額に対応した積算内訳書、算定資料を同時に提出してください。なお、事前に連絡がないもの及び指定した日時以外に持参したものの提出は認めません。

イ 算定資料の様式

算定資料の様式「総合評価落札方式評価項目算定資料」は、「入札情報かわさき」の「入札情報」の「入札公表 上下水道局」から取得できます。なお、提出された算定資料は返却しません。

※ 算定資料については、書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため評価しない、又は無効となる場合がありますので御注意ください。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年9月20日(金)午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎北館2階

財政局資産管理部契約課調整担当

(4) 入札保証金

免除とします。

10 総合評価落札方式の評価方法

(1) 評価項目の評価区分及び配点

「総合評価落札方式技術評価項目配点表」(以下「配点表」という。)のとおりとします。

(2) 技術評価点の算出

ア 本工事の入札参加資格を満たし、かつ、提出された「算定資料」において、次の(ア)、(イ)による基礎審査を満たし、評価基準に「無効」の項目がない者に標準点として100点を与えます。

(ア) 算定資料等の内容が要求水準に示す内容を満たしていること。

(イ)「川崎市上下水道局総合評価落札方式のガイドライン」及び入札説明書に示す算定資料の作成に関する条件について違反のないこと。

イ 提出された「算定資料」について、「配点表」に基づき審査し、次の算式により求められた加算点と上記の標準点との合計を技術評価点とします。

加算点 = (申請者の得点 / 評価項目の配点合計) × 設定加算点

※ 小数点第5位以下切捨て

技術評価点 = 標準点 + 加算点

(3) 配置予定技術者の実績について

本件においては、配置予定技術者に係る同種工事の施工実績について、技術者が工期の途中で交代した工事であっても、その理由が工場から現地へ工事の現場が移行し、据付工事に着手するためであったことが判断できる場合に限り、本件の評価対象として認め、配点表に基づき評価します。

(4) 審査方法

審査の経緯は、原則として非公開とします。また、審査の過程において、提案内容に対するヒアリングを行う場合があります。なお、実施する場合は、該当者へ連絡します。

11 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定方法等

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、総合評価点(技術評価点を入札価格で除し100,000,000を乗じた点数。小数点第5位以下切捨て。)の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。

当該落札候補者については、前記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が著しく低価格(調査基準価格を下回る入札価格)の場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者を判定します。これらの審査等の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について同様の審査等を実施し落札者を決定します。

なお、調査基準価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」に掲げる「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領・運用指針」を御覧ください。

※ 平成25年 6 月 1 日から「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」が改正され、調査基準価格及び失格基準の算出方法が変更されていますので、御注意ください。

- (2) 落札候補者は類似工事施工等実績確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、財政局契約課から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「類似工事施工等実績確認（申請）書」（「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の中から取得してください。）と前記 2 (6) の条件を満たす事項を確認できる書類を担当課（下水道部施設課 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所第 2 庁舎 4 階 電話044-200-2898）に持参し、確認を受けてください。当該書類としては、契約履行証明書、契約書（契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。）・設計書等の写し（契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの）・コリンズ登録データ（竣工時データ）等となりますが、電話連絡の際に持参する書類を確認の上、速やかに提出してください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。なお、書類の提出に不備がある場合、実績の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

- (3) 入札の無効

ア 前記 8 に示した一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

イ 算定資料及び積算内訳書の提出がない場合、又はこれらに不備のある場合は、これを無効とします。

ウ 算定資料による評価で、一項目でも「無効」に該当するものがあった者の入札は、これを無効とします。この場合、技術評価点は計算しません。

エ 設計書の購入が確認できない者の入札は、これを無効とします。

- (4) 積算の疑義

本工事の設計書に係る積算内容の閲覧場所は、川崎市役所第 2 庁舎（川崎市川崎区宮本町 1 番地）4 階資料室です。なお、疑義申立て先は、同庁舎 4 階の工事担当課（下水道部施設課）です。

※ 積算疑義申立て制度の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」に掲げる「工事請負契

約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を御覧ください。

なお、申請書類については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「契約関係規定」に掲げる「上下水道局工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領」の川崎市上下水道事業管理者あて様式を御使用ください。

- (5) 評価結果の公表等

落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について、「入札情報かわさき」にて公表します。

公表された自らの評価結果について疑義がある場合は、公表された日から起算して 2 日以内に所定の様式（川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱様式第 9 号）により照会することができます。

- 12 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金

契約金額の 10%（調査基準価格を下回る入札価格であった者と契約する場合は 30%）とします。なお、川崎市上下水道局財務規程第 8 条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金制度

適用します。また、この工事は中間前払金の適用工事です。

詳しくは、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲げる「公共工事の前払金に関する規則」及び「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「契約関係規定」に掲げる「川崎市上下水道局公共工事中間前払金取扱要綱」を御覧ください。

- (3) 契約書作成の要否

必要とします。

- (4) 契約規程等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、前記 3 (1) の場所において閲覧できます。

- 13 加算点を得た評価項目の内容が達成されなかったときの対応

- (1) 本工事の請負人が、技術評価点において加算点を得た評価項目の全部又は一部について、完成検査の結果、加算点を得るに至った評価区分の基準を満たしておらず、その責が請負人にあると認められる場

合には、工事成績評定点の減点対象とします。

- (2) 契約後に、建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者の変更が認められた場合は、変更後の技術者を評価対象として総合評価点を再計算します。この結果、入札時に比して当該評価点が下がった場合、原則として工事成績評定点の減点対象となります。

ただし、配点表における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において工場製作の施工経験を同種工事の条件として設定していた場合で、工場から現地へ工事の現場が移行し、据付工事に着手するため技術者の変更が認められた場合に限り、本件の評価対象となった技術者と同等以上の据付工事における実績を有する者を評価対象として再計算します。

- (3) 入札参加者が提出する算定資料に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為があったと認める場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止等の処置を講じます。

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 本公告に関する問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎北館2階

財政局資産管理部契約課調整担当 担当 和田
電話 044-200-3116

- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び「入札情報かわさき」の「公契約関係」内の「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を御覧ください。
- (6) 契約締結後、当該工事の施行に当たっては、建設業退職金共済制度の履行が必要となります。
- (7) 詳細は、入札説明書によります。入札説明書は、前記4(1)と同様の方法により取得できます。

15 Summary

- (1) Iriezaki General Sludge Center
Construction Machinery,
Construction Number 31
- (2) Time limit for tender:
- a By electronic bidding system
4:00P.M. 13 September, 2013
- b Direct delivery
5:00P.M. 13 September, 2013
- c By mail
13 September, 2013
- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-3116

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第46号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市交通局の指定する場所
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月14日まで
- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、川崎市交通局各営業所等に設置されている消防用設備等の保守点検業務（詳細は仕様書による。）

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成25・26年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」で登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内に本社を有していること。（所在区分が

「市内」であること)

- (5) 平成23年 4 月 1 日以降に本市又は他官公庁において、消防用設備保守点検業務の契約実績（元請に限る。）を有すること。

- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するものを業務に従事させること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により所定の書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記 2 (5) の実績を証する書類の写し

ウ 上記 2 (6) の資格証の写し及び雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）

※アの様式は「交通局入札情報」のホームページからダウンロードできます。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 9 階

企画管理部経理課 担当 山中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

平成25年 7 月 3 日から平成25年 7 月12日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

上記 3 により所定の書類を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。※入札説明書は上記 3 (3) の期間中、「交通局入札情報」のホームページからダウンロードすることができます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成25年 7 月22日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課施設担当 高井

電話 044-200-3224

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 上記 2 の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年 7 月31日 午前11時00分

イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8 階
川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

(2) 入札書の提出方法

持参

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 前払金 否

- (3) 契約書作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、上記 3 (2) の場所及び「交通局入札情報」のホームページで閲覧できます。

- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記 3 (2) に同じです。

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第 7 号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成25年 7 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 調達の名称

- (1) 軽油 A（7 月～9 月分） 予定数量 318キロリットル

- (2) 軽油B (7月～9月分) 予定数量 420キロリットル
- (3) 軽油C (7月～9月分) 予定数量 234キロリットル
- (4) 軽油D (7月～9月分) 予定数量 511キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
交通局企画管理部経理課
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 (川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日
平成25年6月20日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 中日本商事 株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都港区新橋2丁目9番地16号 愛媛新聞社東京ビル
- (2) 中日本商事 株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都港区新橋2丁目9番地16号 愛媛新聞社東京ビル
- (3) 中日本商事 株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都港区新橋2丁目9番地16号 愛媛新聞社東京ビル
- (4) 中日本商事 株式会社 東京支店
支店長 藤田 誠
東京都港区新橋2丁目9番地16号 愛媛新聞社東京ビル
- 5 契約金額
- (1) 104,380円 (1キロリットル当たり)
- (2) 104,380円 (1キロリットル当たり)
- (3) 104,380円 (1キロリットル当たり)
- (4) 104,380円 (1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条の規定に基づく地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

川崎市交通局公告 (調達) 第8号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
大型ハイブリッドノンステップバス (ディーゼル電気式・10.5mクラス)
平成26年式 4両
- (2) 購入物品の特質等
製作仕様書・製作要領図によります。
- (3) 納入場所
川崎市交通局が指定する場所
- (4) 納入期限
平成26年 2 月28日
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程 (昭和42年交通局規程第4号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿 (以下「有資格業者名簿」という。) に、業種「自動車」で登載されており、かつ、ランク「A」に格付けされていること。
- なお、有資格業者名簿に登載のない者 (入札参加業種を登録していない者を含む。) は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年8月8日までに行ってください。申請の際には、この公告文を持参してください。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 製作仕様書・製作要領図による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- (5) 物品を納入した後、修理、点検、保守、その他必要なサービスの提供及び部品の供給に関し、長期 (最低12年) にわたり、迅速かつ適切に対応できる体制が整備されていること。
- (6) 検査を実施するにあたり、必要な資料の提出及び説明が可能であり、かつ、本市の求めにより職員立会のもと、速やかに検査に応じられること。
- (7) 少なくとも引渡しの日から1年間を保証期間として設定できること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書にその他の必要書類を添えて提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階
交通局企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成25年 7 月25日から平成25年 8 月 8 日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は 3 (1) の場所において、3 (2) の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成25年 8 月15日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 武山

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

入札は総価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成25年 9 月 4 日 午前11時

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル 8 階

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成25年 9 月 2 日 必着

(イ) あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

8 (1) アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 再度の入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、入札参加者が川崎市交通局競争入札参加者心得第 7 条により無効とされた者及び開札に立ち会わない者であった場合は参加できません。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3 (1) の場所において閲覧できます。

11 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

12 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

General bus - large Non-step bus(electric hybrid 10.5m class) 2014 Model Quantity 4

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 4 September, 2013

(3) Time limit for tender by mail:

2 September, 2013

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第9号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア 軽油 A (10 ～ 12月分) 264キロリットル

イ 軽油 B (10 ～ 12月分) 352キロリットル

ウ 軽油 C (10 ～ 12月分) 180キロリットル

エ 軽油 D (10 ～ 12月分) 411キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

ア 川崎市交通局上平間営業所

イ 川崎市交通局塩浜営業所

ウ 川崎市交通局井田営業所

エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

平成25年10月 1 日から平成25年12月31日まで

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

軽油 (1 ～ 3 月分) 約1,145キロリットル

平成25年11月頃

※ 上記の一連の調達契約の納入期間、数量及び入札公告時期については変更することがあります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成25・26年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の業種「燃料・油脂類」種目「石油製品・オイル」に登録されており、かつ、

ランク「A」に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成25年8月22日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び5の書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル 9階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成25年7月25日から平成25年8月22日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類を平成25年8月22日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成25年8月29日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 石沢
電話 044-200-3241

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1 (1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の105分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成25年 9 月20日 午前11時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル
8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成25年 9 月18日 必着

(イ) あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

9(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7

条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity 264kl

②Gas Oil Quantity 352kl

③Gas Oil Quantity 180kl

④Gas Oil Quantity 411kl

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 20 September, 2013

(3) Time limit for tender by mail:

18 September, 2013

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku,

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:+81(0)44-200-3228

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第 4 号

入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎北館 2 階 電話044 - 200 - 2100

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前 8 時30分から正午までと、午後 1 時から午後 5 時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第 2 条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市役所本庁舎地下入札室（川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎地下 1 階 ）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」をご覧ください。

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院医療用 UPS バッテリー改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番 1 号 川崎市立川崎病院
	工 期	平成25年11月29日限り

競 争 参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成25・26年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。
申 込 締 切 日	平成25年7月17日(水)まで受付けます。
予 定 価 格	公表しません。
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	平成25年8月7日(水) 必着
開 札 日	平成25年8月9日(金) 午後15時30分

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第29号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成25年7月25日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時00分から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成25・26年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加す

ることはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格

の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院で使用する脳波計の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	履行期限	平成25年9月30日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成25年7月25日（木）から平成25年8月1日（木）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成25年8月7日（水） 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	病院事業会計財務会計システム用サーバ機器等の調達
	履行場所	川崎市病院局経営企画室
	履行期限	平成25年9月17日まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「コンピュータ」
競争参加の申込	平成25年7月25日（木）から平成25年8月1日（木）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成25年8月7日（水） 午前10時00分	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第8号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

平成25年 7 月 9 日

川崎市消防長 福 井 昭 久

訓練 1	日 時	平成25年 7 月17日（火） 10時30分～ 11時30分
	場 所	川崎区浮島町 7 番 1 号 東燃ゼネラル石油株式会社200号地
	消防隊数	消防隊 8 隊

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第15号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

平成25年 7 月12日

川崎市教育委員会委員長 峪 正 人

1 川崎市立高津高等学校長印

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 使用開始日 | 平成25年 7 月16日 |
| (2) ひな形番号 | 30 |
| (3) 書 体 | てん書 |
| (4) 寸 法 | 方21ミリメートル |
| (5) 保管場所及び個数 | 川崎市立高津高等学校 1 個 |
| (6) 印 影 | |



監 査 告 示

川崎市監査告示第3号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人宗和暢之の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成25年 7 月 3 日

川崎市監査委員 松 川 欣 起
同 奥 宮 京 子
同 菅 原 進
同 宮 原 春 夫

氏 名	住 所	補助させる期間
伊加田 直孝	東京都多摩市鶴牧 6－8－10－205	平成25年 7 月 4 日から 平成26年 3 月31日まで

職 員 共 済 組 合 告 告

川崎市共済公告第7号

川崎市職員共済組合金庫第36条の規定に基づき、平成24年度決算を次のとおり公告します。

平成25年 7 月10日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

- 1 平成24年度決算（別紙のとおり）
- 2 議決年月日 平成25年 7 月 3 日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第57号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙のとおり住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成25年 7 月 4 日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を

提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期		計 1 件
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降		計 1 件
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 以 降		計 1 件
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 以 降		計 1 件
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期 以 降		計 1 件
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (第 1 期)	計74件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 4 月	平成25年 7 月31日 (過年 4 月)	計 2 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 7 月		計 4 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	特 徴 1 0 月 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第59号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の

規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (第 1 期分)	計16件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成25年 7 月31日 (第 1 期分)	計 2 件

平成25年度	国民健康保険料	過年5月	平成25年7月31日 (過年5月分)	計3件
平成25年度	国民健康保険料	過年5月		計1件
平成25年度	国民健康保険料	第1期以降		計3件
平成25年度	国民健康保険料	第2期以降		計6件
平成25年度	国民健康保険料	過年7月		計11件
平成25年度	国民健康保険料	4月 第1期以降		計1件
平成25年度	国民健康保険料	第10期		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第60号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の

規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年7月11日

川崎市川崎区長 豊本 欽也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国民健康保険料	第1期以降	平成25年7月31日 (第1期分)	計71件
平成25年度	国民健康保険料	10月 (第4期以降)		計3件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第26号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の発達ができないので公示します。

平成25年7月8日

川崎市幸区長 上野 葉子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第27号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条

第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の発達ができないので公示します。

平成25年 7 月 8 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被

告の代表者となります。）提起することができます。
(別紙省略)

川崎市幸区公告第28号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	—	計2件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	—	計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成25年 7 月31日 (第1期分)	計3件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (第1期分)	計9件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 以 降	—	計1件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第22号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

(別紙省略)

平成25年 7 月11日

川崎市中原区長 板 橋 洋 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成24年度	国 民 健 康 保 険 料	過 6 月 以 降		計2件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 6 月 以 降		計1件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (第1期分)	計55件

平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	特 4 期 以 降		計 1 件
--------	------------------	-----------	--	-------

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第22号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292条）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」と言います。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がない時、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第23号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成25年 7 月 5 日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分をあったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市高津区公告第24号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市高津区長 秋 岡 正 充

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 度 随 時 6 月	平成25年 7 月31日 (過年度随時 6 月)	計 5 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成25年 7 月31日 (第 1 期)	計135件

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第72号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市宮前区長 石 澤 桂 司

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 7 月	平成25年 7 月31日 (過年 7 月分)	計 2 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (1 期分)	計 5 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降		計 2 件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第32号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民

健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成25年 7 月11日

川崎市多摩区長 池 田 健 児

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成25年 7 月31日 (第 1 期分)	計88件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降		計 8 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 以 降		計 1 件
平成25年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期 以 降		計 3 件
平成25年度	国民健康保険料 (特 別 徴 収)	4 月 第 1 期 以 降		計 1 件
平成25年度	国民健康保険料 (特 別 徴 収)	10月 第 4 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第22号

平成25年 7 月21日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本区役所橘出張所 期日前投票所の投票管理者 内田 義一 を解任し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項において読み替えて適用する同法第37条第 2 項及び同法第37条第 4 項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成25年 7 月 8 日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 堀 川 幸 夫

川崎市高津区役所 橘出張所 期日前投票所

職務を 行う日	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
7 月17日	川崎市高津区梶ヶ谷 3 丁目 4 番地 1	大久保 豊

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第23号

平成25年 7 月21日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における第19投票区の投票管理者 目黒 弘美 を解任し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第 2 項及び第 4 項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成25年 7 月11日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 小 倉 條 作

投票区	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
第19投票区	川崎市宮前区菅生 5 丁目 2 番43号	杉田 政彦

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第24号

平成25年 7 月21日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本区役所及び向丘出張所期日前投票所の投票管理者 清水 基鑑 を解任し、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項において読み替えて適用する同法第37条第 2 項及び同法第37条第 4 項の規定により、新たに次のとおり選任しました。

平成25年 7 月11日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 小 倉 條 作

川崎市宮前区役所 期日前投票所

職務を 行う日	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
7 月19日	川崎市宮前区有馬 4 丁目17番27号	持田 隆雄

川崎市宮前区役所向丘出張所 期日前投票所

職務を 行う日	投 票 管 理 者	
	住 所	氏 名
7 月18日	川崎市宮前区鷺沼 4 丁目 5 番地11	小森 章

辞 令

平成25年 7 月 1 日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
6 月30日付退職 (部長級)		
退職	木 下 節 子	こども家庭センター担当部長

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市立川崎病院小児科医長	津 村 由 紀	新任